

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和6年11月7日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

令和5年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果

3 審議案件

教委第34号議案 令和6年度横浜市指定文化財の指定について

教委第35号議案 教職員の人事について

4 その他

令和6年11月7日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 10/22 決算第二特別委員会（採決）
- 10/22 本会議（第5日）決算議決
- 10/28～10/30 こども青少年・教育委員会（視察）

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

- 令和5年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果

3 その他

令和5年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)について

令和5年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』による

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査(小中学校)は、「児童生徒の問題行動等について、横浜市立小中学校(義務教育学校含む)の実態把握を行うことにより児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくこと」を目的として、実施しています。

令和5年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)において、いじめの認知件数[※]は、16,174件(小学校13,261件、中学校2,913件)と令和4年度より増加しています。その理由として、令和5年度より、5月に「いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談」を新たに実施したことなどがあげられます。年度の早い時期に記名式アンケートを行うことで、児童生徒のSOSを確実に受け取り、早期発見・早期対応に努めています。

今後も、児童生徒の悩みや困り感を受け止め、安心して学校生活を過ごせるよう、引き続き取組を進めていきます。

※「いじめの認知件数」

いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する(平成27年8月 文部科学省)との見解に基づき、認知件数の向上に努めています。

調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

調査対象学校数

小学校 340校、中学校 147校

調査内容及び結果

	総数(カッコ内は前年度)		小学校	中学校
暴力行為の発生件数	6,164件	(4,939件)	5,013件	1,151件
いじめの認知件数	16,174件	(12,248件)	13,261件	2,913件
長期欠席者数	12,419人	(10,771人)	6,342人	6,077人
うち不登校児童生徒数	9,775人	(8,170人)	4,260人	5,515人

お問合せ先

暴力行為について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 松田 肇 Tel 045-671-3706
いじめについて	
長期欠席について	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 末吉 和弘 Tel 045-671-3773

令和5年度 「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の 状況調査結果(小中学校)

令和5年度『神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査』より
令和6年10月 横浜市教育委員会

1 暴力行為の状況

- (1) 暴力行為の発生件数
- (2) 学年別暴力行為者数

2 いじめの状況

- (1) いじめの認知件数・いじめの態様
- (2) いじめの年度内における解消率・解消件数
- (3) いじめ発見のきっかけ

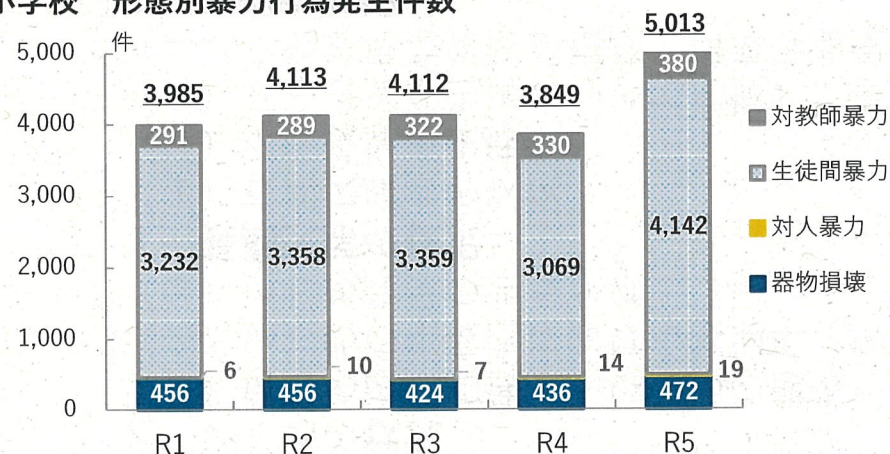
3 長期欠席の状況

- (1) 長期欠席者の状況
- (2) 不登校児童生徒数
- (3) 不登校児童生徒について把握した事実
- (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

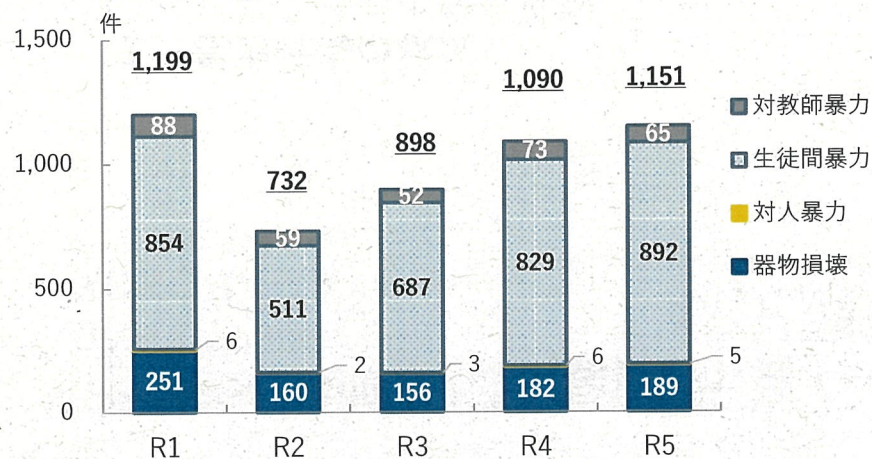
※ 自殺の状況

1 暴力行為の状況 (1) 暴力行為の発生件数

小学校 形態別暴力行為発生件数



中学校 形態別暴力行為発生件数

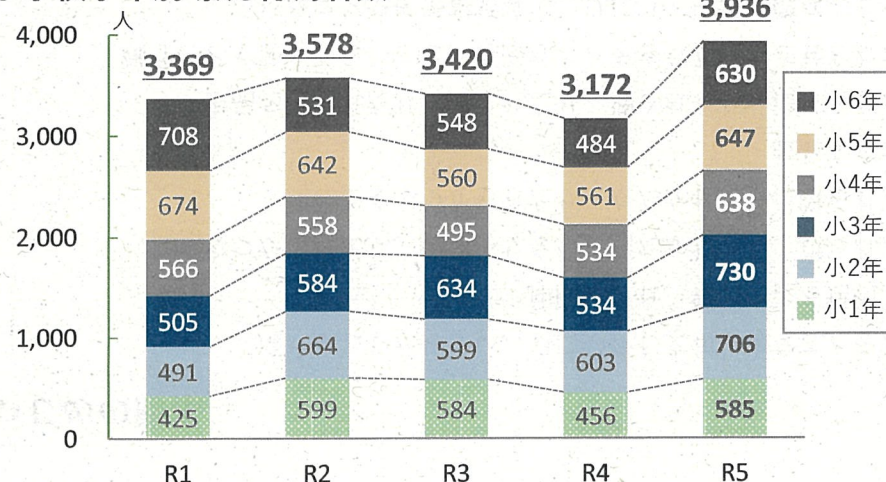


		R1	R2	R3	R4	R5	増減率
小学校	対教師暴力	291	289	322	330	380	15.2%
	生徒間暴力	3,232	3,358	3,359	3,069	4,142	35.0%
	対人暴力	6	10	7	14	19	35.7%
	器物損壊	456	456	424	436	472	8.3%
	計	3,985	4,113	4,112	3,849	5,013	30.2%
中学校	対教師暴力	88	59	52	73	65	▲ 11.0%
	生徒間暴力	854	511	687	829	892	7.6%
	対人暴力	6	2	3	6	5	▲ 16.7%
	器物損壊	251	160	156	182	189	3.8%
	計	1,199	732	898	1,090	1,151	5.6%
小・中学校 合計		5,184	4,845	5,010	4,939	6,164	24.8%

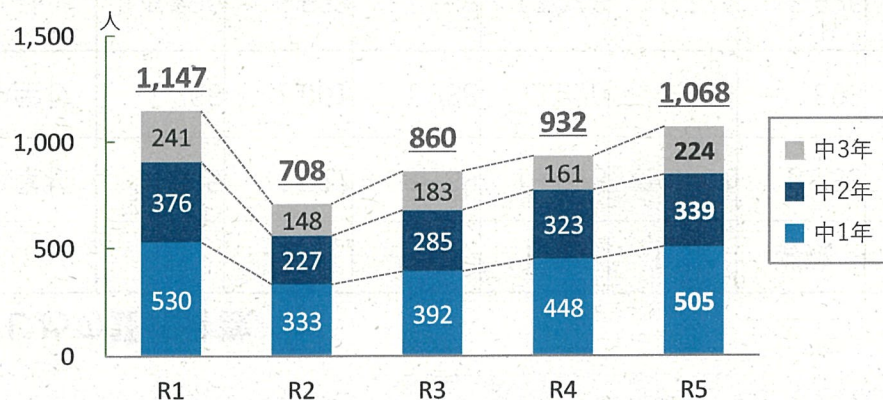
- 暴力行為発生件数は前年度に比べて小学校、中学校ともに増加しています。内訳としては、小学校、中学校ともに、前年度までと同様、生徒間暴力が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順になります。
- 生徒間暴力の報告数が増加した一因として、いじめの態様にある「軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」行為等も報告している実態もあります。したがって、いじめ認知件数の増加に伴い、暴力行為の報告数も増加していることが考えられます。

1 暴力行為の状況 (2) 学年別暴力行為者数

小学校学年別 暴力行為者数



中学校学年別 暴力行為者数



		R1	R2	R3	R4	R5	増減率
小学校	1年	425	599	584	456	585	28.3%
	2年	491	664	599	603	706	17.1%
	3年	505	584	634	534	730	36.7%
	4年	566	558	495	534	638	19.5%
	5年	674	642	560	561	647	15.3%
	6年	708	531	548	484	630	30.2%
	計	3,369	3,578	3,420	3,172	3,936	24.1%
中学校	1年	530	333	392	448	505	12.7%
	2年	376	227	285	323	339	5.0%
	3年	241	148	183	161	224	39.1%
	計	1,147	708	860	932	1,068	14.6%
小・中学校 合計		4,516	4,286	4,280	4,104	5,004	21.9%

今後の対応

暴力行為の増加の背景には、ここ数年、児童生徒相互の関わりが希薄になっていることや、適切なコミュニケーションを取るための経験が不足していることなどの影響が考えられます。学校においては、子どもの社会的スキル横浜プログラム※1によって、社会的スキルを育むのと同時に、授業や学校行事等の中にプログラムの考え方を継続的に取り入れることや、体験活動を充実させることなど、様々な教育活動を通して温かな集団づくりを進めることが求められます。さらに、多様な背景がある児童生徒の不安や心配といった心の動きを、共感的に理解することも必要です。児童生徒との信頼関係づくりのための教育相談の充実や、早期に小さな変化に気づき、保護者はもちろんのこと、速やかにSC・SSW等の心理・福祉の専門職や関係機関等と連携した支援を行うことができる体制づくりを推進し、「チーム学校」としての機能充実を図っていきます。

※1 子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探る「Y-P アセスメント」から構成される。

2 いじめの状況 (1) いじめの認知件数・いじめの態様

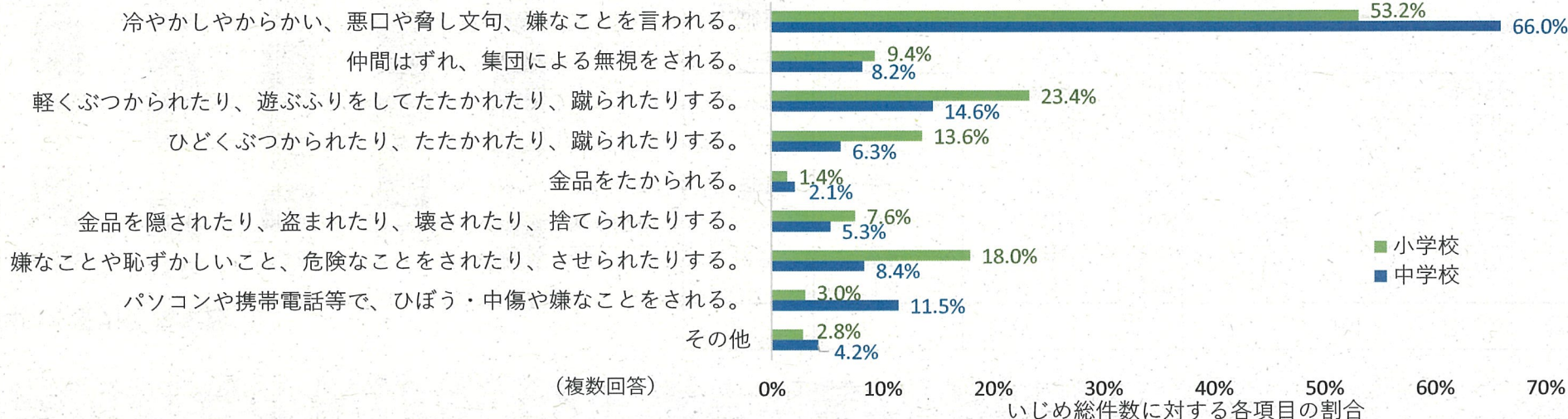
いじめの認知件数

	R1	R2	R3	R4	R5	増減	増減率
小学校	4,365	4,527	6,168	10,028	13,261	3,233	32.2%
中学校	1,265	1,001	1,388	2,220	2,913	693	31.2%
計	5,630	5,528	7,556	12,248	16,174	3,926	32.1%

- いじめの認知件数は前年度から小学校、中学校ともに増加しています。
- いじめの態様については、小学校と中学校で比べると、小学校では「ぶつかられたり、たたかれたり」などの目に見える形のいじめの割合が高く、中学校では「冷やかしからい」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷」など目に見えにくい形のいじめの割合が高くなっています。
- 令和5年度のいじめ重大事態の発生件数は2件でした※2。

※2 全市立学校合計数

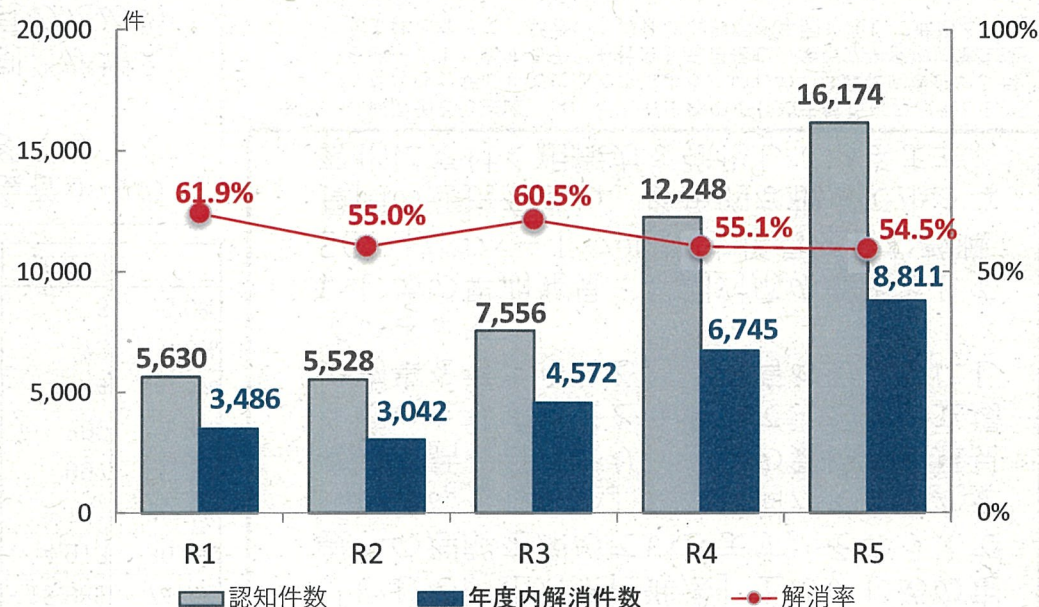
いじめの態様



2 いじめの状況 (2) いじめの年度内における解消率・解消件数

いじめの年度内における解消率・解消件数

		R1	R2	R3	R4	R5
小学校	認知件数	4,365	4,527	6,168	10,028	13,261
	年度内解消件数	2,738	2,545	3,810	5,640	7,505
	取組中件数 (その他含む)	1,627	1,982	2,358	4,388	5,756
	解消率	62.7%	56.2%	61.8%	56.2%	56.6%
中学校	認知件数	1,265	1,001	1,388	2,220	2,913
	年度内解消件数	748	497	762	1,105	1,306
	取組中件数 (その他含む)	517	504	626	1,115	1,607
	解消率	59.1%	49.7%	54.9%	49.8%	44.8%
小中学校 合計	認知件数	5,630	5,528	7,556	12,248	16,174
	年度内解消件数	3,486	3,042	4,572	6,745	8,811
	取組中件数 (その他含む)	2,144	2,486	2,984	5,503	7,363
	解消率	61.9%	55.0%	60.5%	55.1%	54.5%



※3 「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面談等により確認）（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年3月改定文部科学省）

※4 いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（令和2年11月 文部科学省）

- いじめの年度内における解消率※3は小学校では56.6%、中学校では44.8%、小中合計で54.5%となっています。
- 年度内に解消できなかったいじめ※4について、県の調査に基づき、令和6年7月末において（国の調査時点から3か月後）確認できた令和5年度のいじめ解消件数は4,736件です。年度末で解消していた8,811件を加え、解消率は83.6%（前年度76.7%）となっています。

2 いじめの状況 (3) いじめ発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
○学校の教職員等による発見	3,351	25.3%	742	25.5%	4,093	25.3%
学級担任が発見	1,871	14.1%	295	10.1%	2,166	13.4%
学級担任以外の教職員が発見	600	4.5%	269	9.2%	869	5.4%
養護教諭が発見	84	0.6%	10	0.3%	94	0.6%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	23	0.2%	6	0.2%	29	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	773	5.8%	162	5.6%	935	5.8%
○学校の教職員以外からの情報による発見	9,910	74.7%	2,171	74.5%	12,081	74.7%
本人からの訴え	3,586	27.0%	1,327	45.6%	4,913	30.4%
当該児童生徒の保護者からの訴え	5,140	38.8%	631	21.7%	5,771	35.7%
他の児童生徒からの情報	821	6.2%	176	6.0%	997	6.2%
他の保護者からの情報	272	2.1%	28	1.0%	300	1.9%
地域の住民からの情報	24	0.2%	0	0.0%	24	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	65	0.5%	8	0.3%	73	0.5%
その他（匿名による情報など）	2	0.0%	1	0.0%	3	0.0%
計	13,261		2,913		16,174	

- いじめ発見のきっかけは、小学校では「当該児童生徒の保護者からの訴え」が最も多く、中学校では「本人からの訴え」が最も多くなっています。
- 「学校の教職員等による発見」は、小中学校で前年度から割合が増えています。理由としては令和5年度から5月に「いじめ発見のための記名式アンケート・教育相談」を実施しており、学校の教職員等がいじめの芽を発見できたことなどがあげられます。

今後の対応

- いじめの未然防止の取組として、「横浜子ども会議※5」の取組等を通して、児童生徒がいじめの問題に向き合い、自分ができることを考えたり、話し合ったりする機会を充実させます。また、学校いじめ防止基本方針を用いた授業等を行い、児童生徒の「いじめ防止対策推進法」上のいじめの定義への理解を深めていきます。そのうえで「いじめをしない」ために何ができるかを考え、話し合ったり、他者の気持ちや意見を聴いたりすることを通して、相手の立場で物事を考えられる意識を育めるようにしていきます。
- いじめの早期発見・早期対応の取組として、SC・校内ハートフル※6支援員を含む教職員間の連携を進め、多角的な視点で小さな変化に気付く組織力を強化していきます。

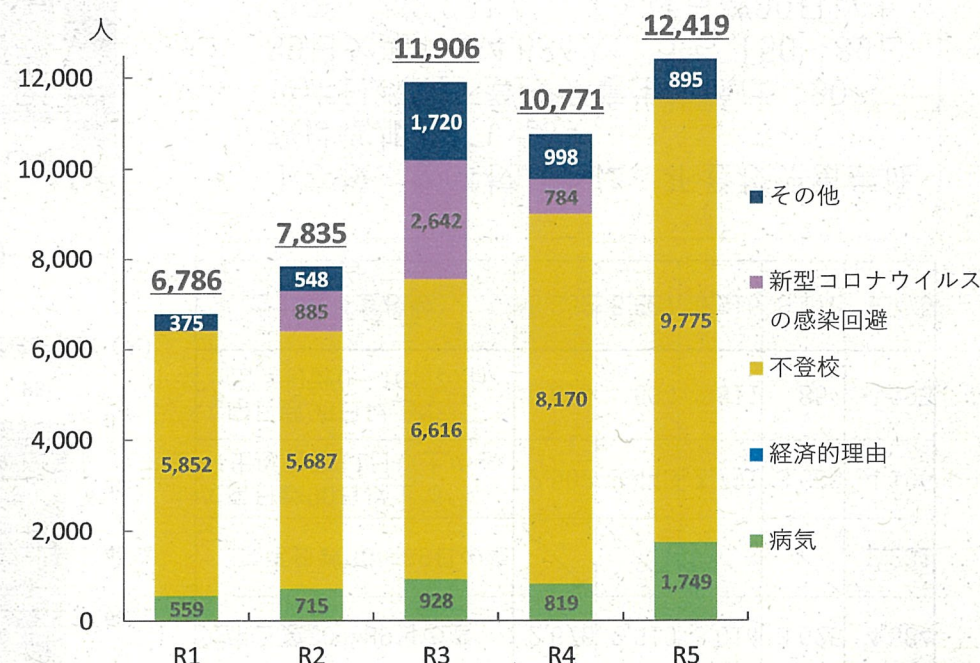
※5 「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」を目指し、全市立学校の児童生徒が主体となって、話し合いと具体的な取組を年間を通じて進めるもの。

※6 在籍級には登校できないものの別室であれば登校できる生徒に対し、特別支援教室等に不登校生徒への支援経験が豊富な支援員を配置、教科担当による指導やICTの活用等、一人ひとりに合った支援を行う事業（中学校で実施）。

3 長期欠席の状況 (1) 長期欠席者の状況

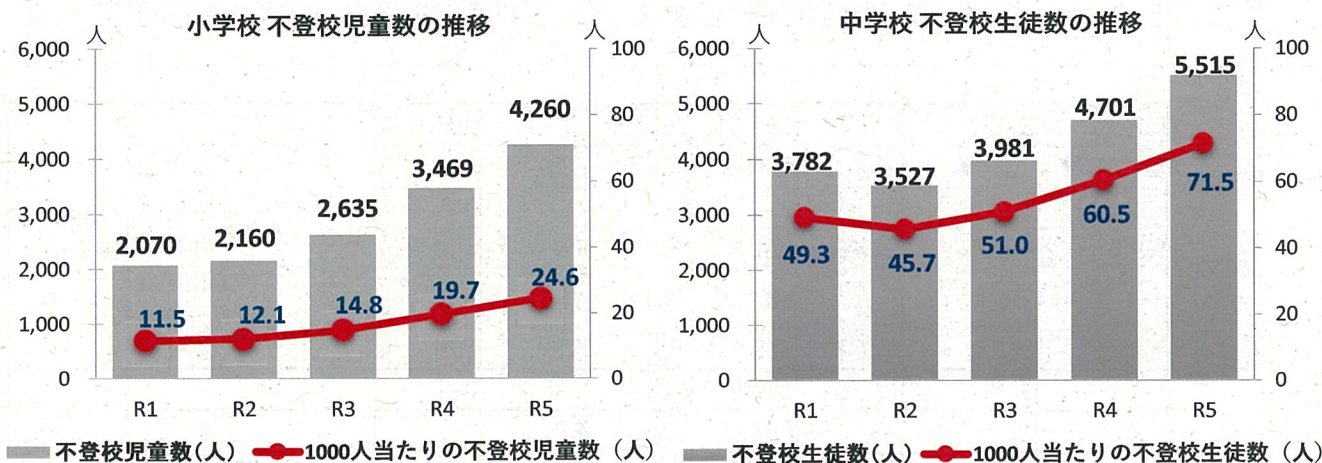
		R1	R2	R3	R4	R5	増減	増減率
小学校	病気	278	465	541	423	1,303	880	208.0%
	新型コロナウイルスの感染回避	—	685	2,041	603	—	—	—
	不登校	2,070	2,160	2,635	3,469	4,260	791	22.8%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	—
	その他	282	460	1,319	835	779	▲ 56	▲ 6.7%
	計	2,630	3,770	6,536	5,330	6,342	1,012	19.0%
中学校	病気	281	250	387	396	446	50	12.6%
	新型コロナウイルスの感染回避	—	200	601	181	—	—	—
	不登校	3,782	3,527	3,981	4,701	5,515	814	17.3%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	—
	その他	93	88	401	163	116	▲ 47	▲ 28.8%
	計	4,156	4,065	5,370	5,441	6,077	636	11.7%
小中学校合計	病気	559	715	928	819	1,749	930	113.6%
	新型コロナウイルスの感染回避	—	885	2,642	784	—	—	—
	不登校	5,852	5,687	6,616	8,170	9,775	1,605	19.6%
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	—
	その他	375	548	1,720	998	895	▲ 103	▲ 10.3%
	計	6,786	7,835	11,906	10,771	12,419	1,648	15.3%

小中学校における長期欠席者の推移と欠席理由の内訳



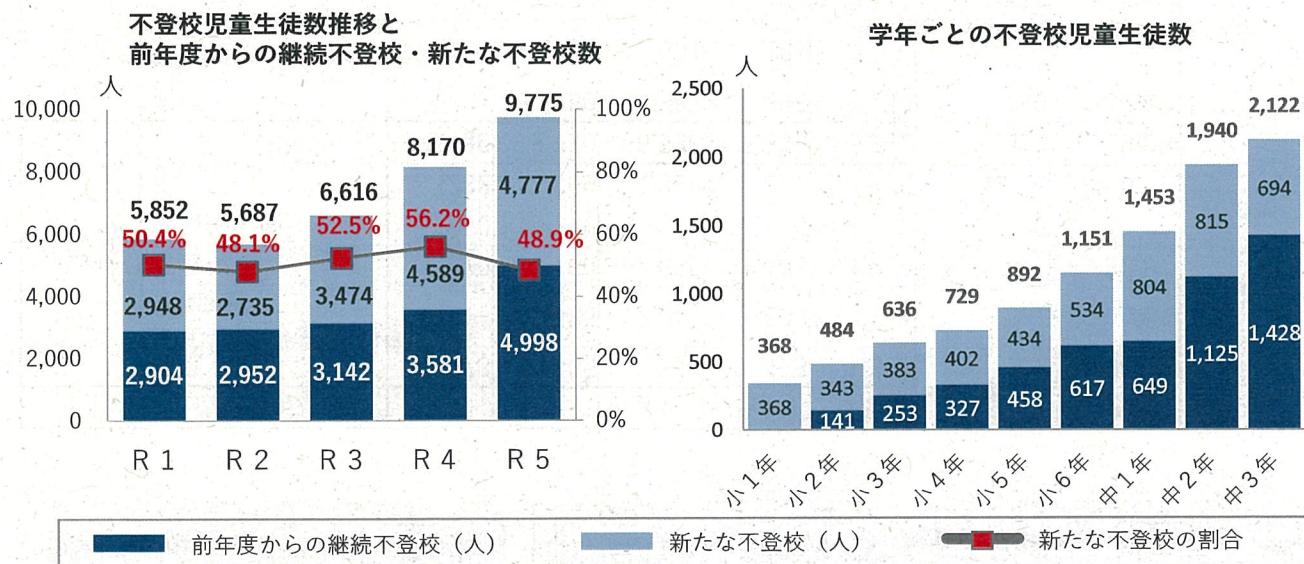
- 長期欠席者の総数は増加しています。そのうち、小学校、中学校ともに、「病気」「不登校」の数が増加し、「その他」が減少しています。

3 長期欠席の状況 (2) 不登校児童生徒数



欠席日数別不登校児童生徒数

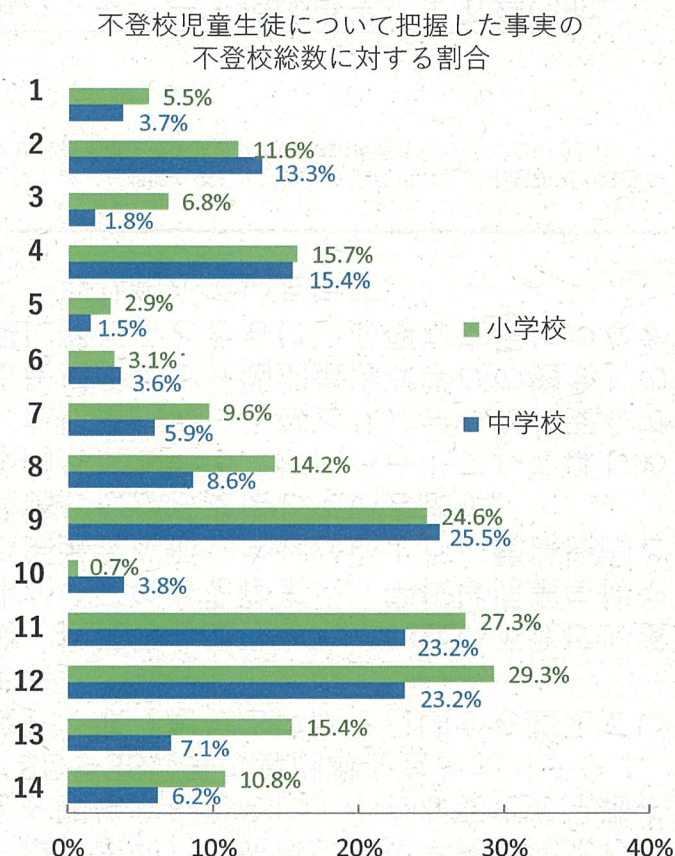
区分	R1	R2	R3	R4	R5
欠席日数30～89日の者	2,676	2,610	3,014	3,625	4,584
欠席日数50～89日の者					2,231
欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	2,502	2,443	2,791	3,688	4,196
欠席日数90日以上で出席日数0～10日の者	674	634	811	857	995
合計(不登校数)	5,852	5,687	6,616	8,170	9,775



- 小学校、中学校ともに、不登校児童生徒数は増加しています。
- 欠席日数別不登校児童生徒数は「30～89日欠席」が4,584人、うち「50～89日欠席」が2,231人、「欠席日数90日以上で出席日数11日以上」が4,196人となっています。「欠席日数90日以上で出席日数0～10日」が995人となっています。

3 長期欠席の状況 (3) 不登校児童生徒について把握した事実

不登校児童生徒について把握した事実（複数回答）		小学校	中学校	小中合計
1	いじめ被害の情報や相談があった。	234	203	437
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	496	731	1,227
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	290	98	388
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	669	848	1,517
5	学校のきまり等に関する相談があった。	122	82	204
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	133	197	330
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	411	327	738
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	604	472	1,076
9	生活リズムの不調に関する相談があった。	1,050	1,408	2,458
10	あそび・非行に関する情報や相談があった。	29	211	240
11	学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった。	1,164	1,278	2,442
12	不安・抑うつなどの相談があった。	1,247	1,277	2,524
13	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	656	391	1,047
14	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	461	342	803



- 小学校、中学校ともに、「不安・抑うつなどの相談があった。」「生活リズムの不調に関する相談があった。」「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった。」が高い割合を占めています。

3 長期欠席の状況 (4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等

不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況（複数回答）

		学校外							学校内		学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない人数	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない人数 ※7
		教育支援センター	教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関	児童相談所、福祉事務所	保健所、精神保健福祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の機関等	養護教諭による専門的な指導	スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談		
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	468	
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	1,314	
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	1,782	
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	583	
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	1,454	
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	2,037	
R3	小学校	134	155	134	5	399	127	30	255	1,081	980	
	中学校	203	130	257	20	603	177	92	338	1,174	1,682	
	計	337	285	391	25	1,002	304	122	593	2,255	2,662	
R4	小学校	207	147	134	13	516	162	79	238	1,264	1,390	
	中学校	219	65	243	31	617	160	56	391	1,302	2,267	
	計	426	212	377	44	1,133	322	135	629	2,566	3,657	
R5	小学校	368	191	299	22	612	175	87	340	1,934	1,535	1,450
	中学校	320	101	319	20	590	186	30	451	1,626	2,770	2,654
	計	688	292	618	42	1,202	361	117	791	3,560	4,305	4,104

今後の対応

- 不登校（傾向）の児童生徒を早期に発見し、支援を開始するために、小さな変化を見逃さず、SCやSSW等の専門職を含めた「チーム学校」で取り組める体制を日頃から整えていきます。
- 相談・指導等を受けられていない不登校児童生徒がいることを踏まえ、学校は児童生徒やその保護者を孤立させないよう、関係機関とも連携しながら支援していきます。
- 学校内外において、校内ハートフルをはじめとした児童生徒一人ひとりに合った「安心できる居場所」と「個別最適な学びの機会」の確保に努めるとともに、必要な支援につながるよう取り組んでいきます。

※7 不登校であった期間を通して、週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

- 専門的な相談・指導等を受けた機関等の中では、学校内での相談である「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く報告されています。
- 不登校児童生徒9,775人のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒は9,574人でした。

※ 自殺の状況

令和5年度間に死亡した児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、5人報告されています※8。

児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況であると捉えています。令和6年3月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、「自殺事案の調査への初動段階からの専門家の関与」、「速やかないじめ重大事態調査の実施」に取り組むとともに、子どもの健全育成に関わる関係機関及び団体と協働したいじめの未然防止や自殺防止の取組を強化しています。

※8 小・中・高等学校合計数

今後の対応

- 全ての件において、弁護士等の第三者を初動の段階から入れた基本調査を実施し、第三者の判断に基づき、事案に応じて、専門家による調査を実施しています。
- 自殺防止については、各学校におけるSOSの出し方教育プログラムの実施、教職員の研修等を通じたスキルアップによる教育相談体制の強化、心理の専門職であるSCの体制強化、校内ハートフル事業の拡充及び一人一台端末を用いた心と体の健康観察の実施等を通じて、SOSを早期に察知できるよう、引き続き取り組んでいきます。
- 関係機関と連携して、子どもに関わる支援者等を対象とするゲートキーパーの拡充・活動支援などにも取り組んでいきます。

本調査における定義・調査基準

1 暴力行為の状況

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態のいずれか一つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）	「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）
・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った ・ 教師の胸倉をつかんだ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った ・ その他、教職員に暴行を加えた	・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）	「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）
・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた	・ 教室の窓ガラスを故意に割った ・ トイレのドアを故意に壊した ・ 補修を要する落書きをした ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した ・ 他人の私物を故意に壊した ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象する。また、いじめに該当する場合は、いじめの認知件数にも計上する。

本調査における定義・調査基準

2 いじめ

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含む。
- 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「解消している状態」とは、少なくとも①いじめに係る行為の解消②当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめの認知件数は、いじめられた児童・生徒の人数を計上するものである。

本調査における定義・調査基準

3 長期欠席の状況

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度間に30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

「病気」	「その他」
本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）	「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。 * 「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）
「経済的理由」	
家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者を計上。	
「不登校」	
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）を計上。	

教委第 34 号議案

令和 6 年度横浜市指定文化財の指定について

横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定を次のとおり行う。

令和 6 年 11 月 7 日 提出

教育長 下田 康晴

提案理由

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財として指定したいので提案する。

1 指定

有形文化財

名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
彫刻			
木造釈迦如来および右脇侍像	2 軀	宗教法人東漸寺	磯子区杉田 1 丁目 9 番 1 号
典籍			
仏垂般涅槃略説教誠経（仏遺教経）伝道元筆	1 卷	宗教法人總持寺	鶴見区鶴見 2 丁目 1 番 1 号
建造物			
西教寺本堂	1 棟	宗教法人西教寺	南区三春台 137 番地

横浜市指定文化財の指定について

1 趣旨

次の有形文化財（彫刻、典籍、建造物）3件について、横浜市文化財保護条例第56条に基づき、横浜市文化財保護審議会に諮問した結果、指定に該当する旨答申を受けましたので、同条例第6条第1項に基づき、教育委員会に提案します。

2 指定候補文化財

	種別	名称	所有者	所在区
1	有形文化財（彫刻）	もくぞう しゃかによらい 木造 釈迦 如来 および 右 きょうじぞう 脇 侍像	宗教法人 とうぜんじ 東漸寺	磯子区
2	有形文化財（典籍）	ぶつすいはつね はんにやくせつきょうかいきょう 仏垂般 涅槃 略説 教誡 経（ ぶつゆいぎょうきょう でんどうげんひつ 仏遺 教 経） 伝道元 筆	宗教法人 そうじじ 總持寺	鶴見区
3	有形文化財（建造物）	さいきょうじほんどう 西教寺 本堂	宗教法人 さいきょうじ 西教寺	南区

各文化財の概要は別紙のとおり。

3 指定予定日

令和6年11月25日（告示）

4 過去2か年の指定文化財

	種別	名称	所在区
令和 4年度	有形文化財（建造物）	えいししょうじにょらいどう 永勝寺如来堂	戸塚区
	有形文化財（建造物）	いわたけじゅうたく 岩田家住宅	中区
	有形文化財（彫刻）	もくぞうじぞうぼきつぎぞう 木造地蔵菩薩坐像	金沢区
	天然記念物	しょうあんじ 正安寺のイヌマキ	栄区
令和 5年度	有形文化財（彫刻）	もくぞうしゃかによらいぎぞう 木造 釈迦 如来 坐像	南区
	有形文化財（古文書）	いんゆうじゅうやくくにちでんぼうこかじょう 印融 授与 覚日 伝法 許可状	金沢区
	有形文化財（建造物）	まつおじんじゃほんでん 松尾 神社本 殿	戸塚区
	有形文化財（建造物）	しのづかはちまんしゃほんでん 篠塚 八幡 社本 殿	戸塚区
	有形文化財（建造物）	さかもとだいろくしゃほんでん 坂本 第六社本 殿	戸塚区

5 市文化財保護条例に基づく指定文化財の取扱

- （1）管理又は修理に対する市からの補助（横浜市文化財保護条例第12条）
- （2）現状変更等の制限（同第16条）
- （3）所有者を変更する場合（同第9条）、き損、滅失した場合（同第10条）、修理を行う場合（同第17条）等の届出

令和6年度 横浜市指定文化財指定候補 概要

1 木造釈迦如来および右脇侍像

員数	2 軀
時代	南北朝時代
技法	釈迦如来 木造、金泥塗り・漆箔、玉眼 右脇侍 木造、漆塗り・彩色・切金、玉眼
所有者	宗教法人 東漸寺
所在地	磯子区杉田1丁目9番1号
指定の基準	学術上特に意義のある資料となるもの

東漸寺は蘭溪道隆の高弟明窓宗鑑が他宗派の寺院をあらためて弘安6年(1283)3月以前に開かれた。その釈迦堂(神奈川県指定重要文化財)は、正安3年(1301)の建築と考えられ、年代が判明する中世禅宗様仏殿の最古例である。

本二像は、この釈迦堂の本尊釈迦三尊を構成する中尊釈迦如来像と右脇侍迦葉像であり、釈迦堂の創建に近い時期の本尊である。釈迦如来に仏弟子が脇侍として随侍する形式や、中尊釈迦如来像の鎌倉周辺地域の中世彫刻に特徴的な法衣垂下の形式などが注目される。

本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品である。



もくぞうしゃかによらいざう[ちゅうそん]
木造釈迦如来坐像[中尊]



もくぞうかしやうりつぞう[みぎきやうじ]
木造迦葉立像[右脇侍]

2 仏垂般涅槃略説教誡經（仏遺教經）伝道元筆

員数 1巻

時代 鎌倉時代

所有者 宗教法人 大本山總持寺

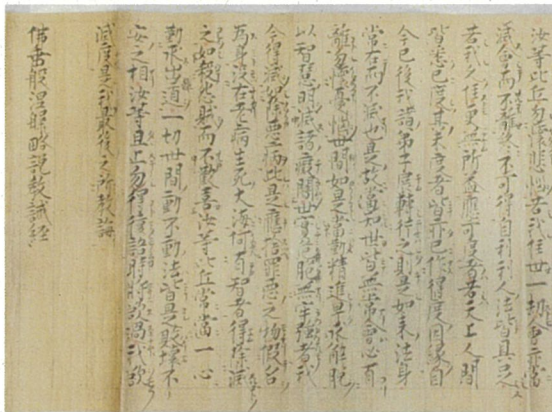
所在地 横浜市鶴見区鶴見2丁目1番1号 大本山總持寺（宝蔵館嫡々庵）

指定の基準 和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本類で文化史上重要と認められるもの

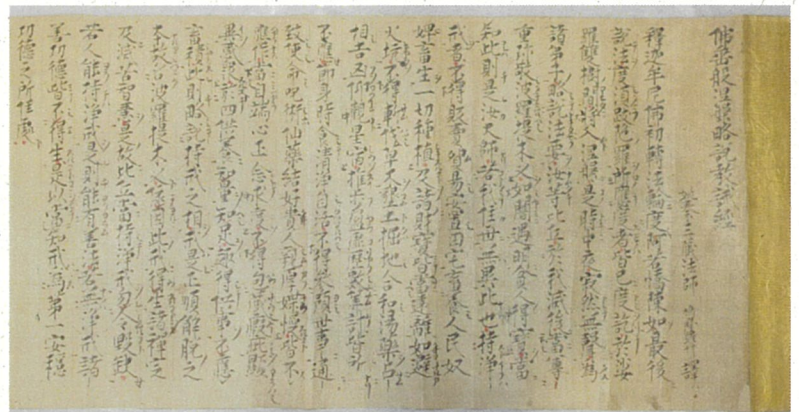
曹洞宗大本山總持寺に伝来する宗祖道元（1200～1253）自筆と伝承される写経。この經典は、釈迦が入滅・涅槃を前にして、最期の教えとして、仏教徒が守るべき教誡を述べたとする内容。禅宗では「四十二章経」「滙山警策」と合わせて仏祖三経と呼ぶ。

本書は總持寺が能登（石川県輪島市門前町）にあった時代に、輪住を勤めた禅僧から奉納された道元真筆と伝えられる經典である。全体に詳しい訓点・傍訓が付されており、鑑賞用の裝飾経ではなく、学問を目的として読解用に写されたものである。書風、訓点およびカナの書体などから鎌倉時代の書写であると判断される。

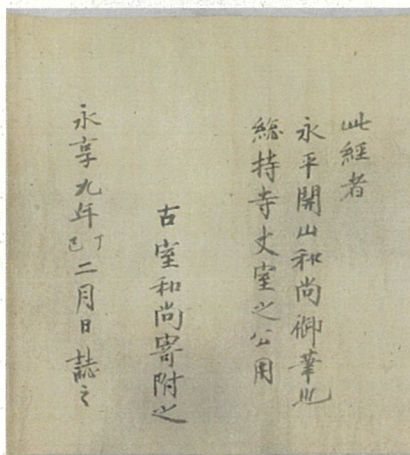
禅の極意である「不立文字」を主唱し、門弟たちにもそれを厳守させた道元には、確実な自筆本がきわめて少ない。永平寺と並ぶ曹洞宗の大本山である總持寺において、本書は宗祖直筆本として600年近く大切に守られてきた什宝であり、本文の希少性とともに、現在では横浜市を代表する寺院となった總持寺の歴史を裏付ける高い価値をもつ資料であると認められる。



巻末



巻頭



しきご
識語



外観と木箱



蓋裏と箱底墨書

3 西教寺 本堂

員 数	1 棟
建 築 年 代	昭和 6 年 (1931)
構造及び形式等	正面 3 間・背面間口 5 間、奥行 5 間、背面および西余間側面に下屋附属。 入母屋造、 ^{いりもやづくり} 棧瓦葺、 ^{さんかわらぶき} 南面。正面向拝付、 ^{しょうめんこうはいつき} 棧瓦葺。 構造は躯体部分が一部鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄筋コンクリート造、屋根部分は鉄骨トラス小屋組に鉄網コンクリート造。
所 有 者	宗教法人 ^{さいきょうじ} 西教寺
所 在 地	南区三春台 137
指定の基準	歴史的価値又は学術的価値の高いもの

西教寺は伊藤大忍師（1858～1938）が明治 36 年(1903)に興した浄土真宗大谷派寺院で、関東大震災の復興事業により再建されたのが、現在の本堂。

近代建築技術を駆使して耐震・耐火性能の向上と、伝統的な浄土真宗本堂の意匠を兼備した建築として構造・意匠の両面において注目される。

躯体と小屋組の構造を分離する、近代建築技術導入期の寺院建築特性を示す実例として貴重な存在といえる。

大正 4 年～昭和 14 年までの日本における鉄筋コンクリート寺院を調査したリストによると、横浜市域では西教寺以外は紹介されておらず、市内における鉄筋コンクリート造本堂建築の古例としても貴重である。

以上の特徴を持つ近代寺院建築が、横浜開港後の急速に都市化が進むなかで形成された久保山墓地周辺寺院群の中核に存在する点は、横浜の地域特性を考える上でも貴重な存在といえる。



正側面全景



外陣越しに内陣および東西余間をみる

添付資料目次

1	横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）	9 頁
2	横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）	11 頁
3	指定調書案	
(1)	木造釈迦如来および右脇侍像	13 頁
(2)	仏垂般涅槃略説教誡経（仏遺教経） 伝道元筆	29 頁
(3)	西教寺本堂	33 頁

【参考】

横浜市文化財保護条例（抜粋）	63 頁
第 19 期横浜市文化財保護審議会委員名簿	65 頁
横浜市指定文化財の指定 及び 横浜市地域文化財の登録の基準	67 頁

教生文第 1871 号

令和 6 年 10 月 16 日

横浜市文化財保護審議会

会長 山本 勉 様

横浜市教育委員会

教育長 下田 康晴

横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）

横浜市文化財保護条例第 6 条第 1 項に規定する有形文化財の指定について、同
条例第 56 条に基づき、別紙 3 件について諮問します。

令和6年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来および右脇侍像	2 軀	宗教法人 東漸寺	磯子区杉田一丁目9番1号
2	有形文化財	典籍	仏垂般涅槃略説教誡経（仏遺教経） 伝道元筆	1 巻	宗教法人 大本山總持寺	鶴見区鶴見2丁目1番1号
3	有形文化財	建造物	西教寺本堂	1 棟	宗教法人 西教寺	南区三春台137番

令和6年11月6日

横浜市教育委員会
教育長 下田 康晴 様

横浜市文化財保護審議会
会 長 山本 勉

横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）

令和6年10月16日付教生文第1871号で諮問のありました市指定文化財の指定につきまして、令和6年10月23日開催の横浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、別紙3件について、横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する有形文化財の指定に該当する旨、意見の一致をみましたので答申します。

令和6年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造釈迦如来および右脇侍像	2 軀	宗教法人 東漸寺	磯子区杉田1丁目9番1号
2	有形文化財	典籍	仏垂般涅槃略説教誡経（仏遺教経） 伝道元筆	1 巻	宗教法人 大本山總持	鶴見区鶴見2丁目1番1号
3	有形文化財	建造物	西教寺本堂	1 棟	宗教法人 西教寺	南区三春台137番地

横浜市指定有形文化財

1 名 称	木造釈迦如来および右脇侍像
2 員 数	2 軀
3 指定年月日	令和 6 年□月□日（予定）
4 所在の場所	横浜市磯子区杉田一丁目 9－1
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 東漸寺 代表役員 酒井康充 横浜市磯子区杉田一丁目 9－1
6 種 類	彫刻
7 品質及び形状	釈迦如来 木造 金泥塗り・漆箔 玉眼 右脇侍 木造 漆塗り・彩色・切金 玉眼
8 寸法又は法量	像高 釈迦如来 84.6 cm 右脇侍 93.8 cm
9 作 者	不明
10 製作の年代又は時代	南北朝時代
11 画賛、奥書、銘文等	なし
12 伝来その他参考とな るべき事項	本文参照
添付するもの	写真

調書

木造釈迦如来および右脇侍像

員 数	2 軀
時 代	南北朝時代
技 法	釈迦如来 木造、金泥塗り・漆箔、玉眼 右脇侍 木造、漆塗り・彩色・切金、玉眼
法 量	像高 釈迦如来 84.6 cm 右脇侍 93.8 cm
所有者	宗教法人 東漸寺 代表役員 酒井康充
所在地	磯子区杉田一丁目 9-1

〔形状〕

1 釈迦如来

螺髪旋毛形。肉髻珠・白毫相をあらわす。耳垂部環状。三道相をあらわす。內衣・衲衣・覆肩衣を着ける。內衣は左胸から腹部にかけてあらわれる。覆肩衣は背部から右肩に懸かり腕をおおって袖状に右膝に懸かり台座から垂下する。右脇腹でたるみ裏を見せて衲衣にたくし込まれる。衲衣は左肩に懸かって背面をおおい、右肩に少し懸かって正面にまわり、上縁を大きく折り返して再び左肩に懸かる。折り返しは正面から見えるところで左肘におよぶ。左胸で下層の衣を少し引き出して上層の縁に懸ける。衲衣の上層は脚部正面から左膝に懸かり台座から垂下する。台座正面では衲衣上層の垂下部の下に二段の衣垂下部があらわされ、上段は衲衣の下層、下段は裙と理解することが可能である。両手屈臂。腹前で両掌を重ねる（禅定印）。結跏趺坐すると思われるが、足の上下は判定できない。

2 右脇侍（迦葉）

円頂。眉をひそめ、わずかに口を開き歯を見せる。眉尻の毛が長く垂れ、額に皺をあらわす老貌。耳垂部環状。袈裟と裙を着ける。袈裟は左肩をおおい背面にまわって上縁を折り返し、右肩をあらわにして右腋下を通して正面にまわり（偏袒右肩）、上縁を折り返したまま再び左肩に懸かる。折り返しは肘から垂れ腰辺の高さまで至る。裙は正面右脚内側で右前に打ち合わせる。両手屈臂。手先は胸前正面で合掌し第一指を立て他指を組む（外縛印）。頭をかがめ背をまるめて、右足をやや踏み出して立つ。両足を板の上に載せる。

〔法量〕（単位cm）

1 釈迦如来

像 高	8 4 . 6 (二尺七寸九分)		
髪際高	7 5 . 0 (二尺四寸八分)		
頂一顎	2 8 . 0	面 長	1 8 . 1
面 幅	1 6 . 0	耳 張	2 1 . 3
面 奥	2 3 . 6	胸奥 (右)	2 9 . 0
腹 奥	3 5 . 0	肘 張	5 4 . 1
膝 張	6 5 . 8	膝 奥	6 1 . 5
坐 奥	7 2 . 2	膝高 (左)	1 5 . 0
膝高 (右)	1 3 . 0	衣垂下部高 (左)	4 0 . 7
衣垂下部高 (右)	3 9 . 2		

2 右脇侍

像 高	9 3 . 8 (三尺一寸)		
頂一顎	1 9 . 4	面 幅	9 . 9
耳 張	1 2 . 7	面 奥	1 6 . 0
胸奥 (左)	1 6 . 6	胸奥 (右)	1 6 . 1
腹 奥	1 9 . 3	肘 張	3 5 . 0
裙裾張	2 9 . 8	足先開	2 3 . 7

〔品質構造〕

1 釈迦如来

針葉樹 (ヒノキか)。寄木造り。金泥塗り・漆箔。玉眼嵌入。

頭体幹部は前後左右の四材より彫成し、内削りのうえ、着衣の線に沿って頭・胸部を体部から割矧ぎ、正面二材はさらに三道下で割矧ぐ (割首)。後頭部中央の矧ぎ目に左右二材の襠材を挿む。左右肩以下の体側部は各前後二材矧ぎ付け。内削りする。以上の材は上げ底式に像底を浅く削り残す。体部背面に地付きに達する左右三材を貼り付ける。左体側部外側地付きに小材を矧ぐ。両脚部は横木前後二材を矧ぎ、内削りする。螺髪木製植え付け。脚部材の上に左右袖口を矧ぎ、両手首先を挿し込み矧ぎとする。裳先中央は垂下部をふくめ別材矧ぎ。裳先左右垂下部は各二材矧ぎ。玉眼の押さえ板は左右別材。上下の縁を木釘で留める。像内は素地か。本来の像底は黒漆塗りか。玉眼は瞳黒。赤で縁取り。白目白。目頭・目尻を青くぼかす。

2 右脇侍

針葉樹 (ヒノキか)。寄木造り。漆塗り・彩色・切金。玉眼嵌入。

左肩以下の体側部、右腕上膊をふくむ頭体幹部は前後左右の四材より彫成し、左右の矧ぎ目の間には襠材を挿む。内削りのうえ、割首し、露出する左右脛以下を割矧ぐ。面部正面に別材を矧ぐ。右腕は肘・手首で矧ぐ。左手首

先矧ぎ付け。足柄素地。像内は素地か。玉眼は瞳の中心黒。周囲は薄青色。
白目白。目頭・目尻を赤くぼかすか。

〔伝来〕

- 1 臨済宗建長寺派東漸寺の釈迦堂（神奈川県指定重要文化財）須弥壇上に本尊として安置される釈迦三尊像のうちの中尊釈迦如来像と右脇侍迦葉像である。左脇侍阿難像の本体は戦後、盗難に遭い、現在は右脇侍像修理時に新造された像が補われている。

東漸寺は蘭溪道隆の高弟明窓宗鑑が他宗派の寺院をあらためて弘安6年（1283）3月以前に開かれた。釈迦三尊像が祀られる釈迦堂は、やはり蘭溪の法嗣で円覚寺第四世桃溪徳悟が住持であった正安3年（1301）に、名越流北条氏の宗長が大檀那となって建立されたものである（釈迦堂梁牌）。近世には本堂と呼ばれ、幕末の『新編武蔵風土記稿』には「本尊釈迦坐身長二尺四寸許、運慶作、阿難迦葉モ同作、立像ニテ長四尺許」と、阿難・迦葉を脇侍とする釈迦三尊像の存在が記されている。

- 2 右脇侍は昭和58年、釈迦如来は昭和59年に修理（いずれも施工明古堂）。これらの修理は釈迦如来の光背・台座にはおよんでいない。

〔保存状態〕

1 釈迦如来

白毫（水晶）後補。螺髪約半数、肉髻珠（水晶）、像底開口部蓋板、各新補。表面のすべて（螺髪群青彩。その他錆漆下地。肉身部金泥塗り。眉・髭鬚、各墨描。唇朱彩色。着衣部漆箔。像底地付き部および裳先裏面黒漆塗り）新補（昭和59年の修理以前は後補の漆箔の上に肉身部にはベンガラ、着衣部には古色塗りがほどこされていた）。

光背（二重円相。蓮弁形拳身光。高161.3cm、張115.5cm。木製。古色塗り）・台座（蓮華座。高88.0cm、框張124.5cm、框奥90.5cm。木製。漆塗り）、各後補。

2 右脇侍

表面のすべて（錆漆下地。肉身部漆塗り。着衣部彩色・切金）新補（昭和58年の修理前は後補の泥下地彩色がほどこされていた）。

台座（荷葉座・礼盤座。高32.3cm、張45.6cm、奥33.2cm。木製。漆塗り。礼盤座に隅金具付き）後補（表面仕上げは新補）。

- 3 2軀と一具をなす左脇侍阿難本体は昭和59年、右脇侍修理時の明古堂による新補（像高99.8cm。木造。彩色）。台座（高20.9cm）は右脇侍と同工。

〔説明〕

- 1 正安3年(1301)の建築と考えられ、年代が判明する中世禅宗様仏殿の最古例である東漸寺釈迦堂の本尊釈迦三尊を構成する二像。中尊釈迦如来は禅定印を結ぶ等身大の坐像で、右脇侍迦葉は老貌の三尺立像である。二像はその作風から南北朝時代初期、14世紀半ばに近い頃の製作と考えられ、釈迦堂創建からは多少遅れるので当初からの本尊と断定することはできないが、当時の禅宗様仏殿の本尊の形式を示すものとして貴重である。現在、昭和末年に実施された修理の際に表面しあげが新補されているが、修理施工業者が作成した修理報告書と添付写真によって構造等の確認が可能である。
- 2 釈迦如来と左右の脇侍像、いわゆる釈迦三尊像では脇侍を2軀の菩薩像とするのが飛鳥時代以来の日本の伝統であるが、鎌倉時代にはいって、おそらく中国の影響で仏弟子のうちから迦葉・阿難の二尊者を抽出して脇侍とする作例が禅宗寺院を中心にあらわれる(迦葉・阿難の左右の別は一定していない)。彫刻では、13世紀後半の作と目される京都・東福寺仏殿像、元徳2年(1330)ないし3年の福島・楞嚴寺像などがその古例であり、南北朝時代初期には貞和3年(1347)七条仏師康俊作の和歌山・海雲寺像があるが、東漸寺釈迦堂像も比較的古い作例といえる。
- 3 坐形の如来像は鎌倉時代前期までの作例はほとんどが上半身には衲衣1枚を着ける姿であるが、鎌倉時代中期以降には本釈迦如来像のように、右肩をおおう覆肩衣を併用する作例が増加する。釈迦如来の印相は伝統的に施無畏与願の印を結ぶものが多いが、鎌倉後期以後には菩薩形の宝冠釈迦像を中心に禅定印を結ぶものが増え、本釈迦如来像のような通形の如来形像でも同様である。また、本釈迦如来像のように衣の袖や裾を台座に懸けて長く垂らす形式の仏菩薩像を「法衣垂下像」といい、その形式は中国宋元時代の絵画の形式を写して成立したものと考えられている。鎌倉時代中期に先駆的な表現がみられ、14・15世紀に鎌倉地方を中心とする関東で多くの作例が確認される。本釈迦如来像と同形の規準作例として、かつて鎌倉市・建長寺千龍庵に伝来した、康安2年(1362)運朝作の東京・光嚴寺釈迦如来像(東京都指定文化財)があるが、脚部や垂下部の着衣の表現が形式化している同像にくらべて本釈迦如来像の写実味のある表現が年代的に先行するのがわかるであろう。
- 4 迦葉は「摩訶迦葉」「大迦葉」ともいうが、釈迦十大弟子の一で、「頭陀第一」(衣食住に関する修行に最も優れる)と称された。釈迦教団の長老として老相で、若年相の阿難と対比的にあらわされるのが常である。本迦葉像との比較に適した彫刻作例はかならずしも多くないが、鎌倉時代、13世紀後半の作と目される東福寺仏殿釈迦三尊中の迦葉像とは同系統でありながらこれとくらべると、本迦葉像の表現はやや形式化した面が否めない。また、元徳2年ないし

3年の福島・楞嚴寺、貞和3年の海雲寺の各釈迦三尊像中の迦葉像とは、作風が異なり比較しにくいところがある。いずれにせよ、中尊釈迦如来像とは細部の彫法にも共通点があり、これと同時の作とみることに問題はない。

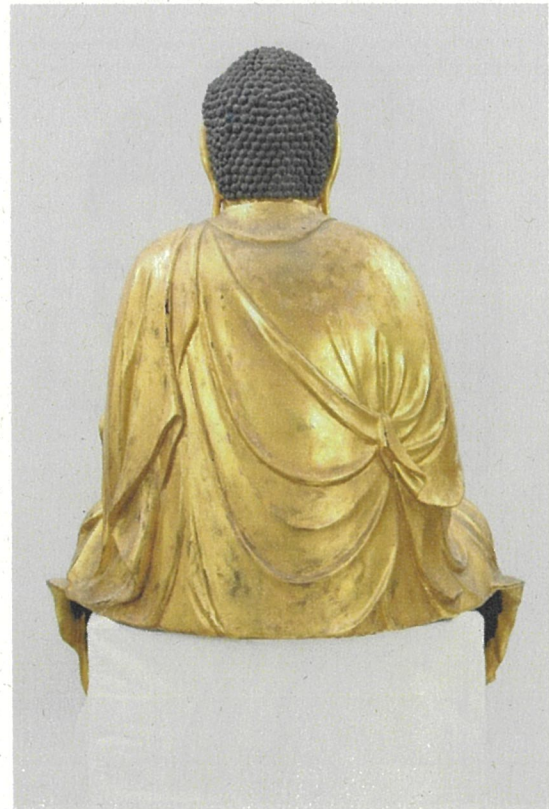
- 5 本二像の作家系統については、釈迦如来像を中心に考察することとなるが、中世におけるいわゆる法衣垂下像の形式が鎌倉地方で展開したことから、一連の作例を造った作家もこの地方で造像を継承した者とみられる。第2項に名を挙げた運朝もその一人で、観応2年（1351）の横須賀市・長安寺不動明王像の銘によれば、運慶五代と称されており、実際に運慶と師承関係があるかどうかは別として、たとえば、永仁2年（1294）に横浜市金沢区・光伝寺地藏菩薩像（神奈川県指定重要文化財）を造った康増などにも連なる、鎌倉を中心とする地域に定着していた運慶派仏師と考えられている。本二像の作者は、ややおとなしい作風に独特の個性があるが、運朝よりも一世代ほど前の同系統の仏師の一人と考えてもよいであろう。
- 6 本二像は、中世禅宗様仏殿の最古例である東漸寺釈迦堂の創建に近い時期の本尊であり、釈迦如来に仏弟子が随侍する形式や、中尊釈迦如来像の鎌倉周辺地域の中世彫刻に特徴的な法衣垂下の形式などが注目される。本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品であり、市指定文化財として保存を講ずるべきものと思われる。

〔参考文献〕

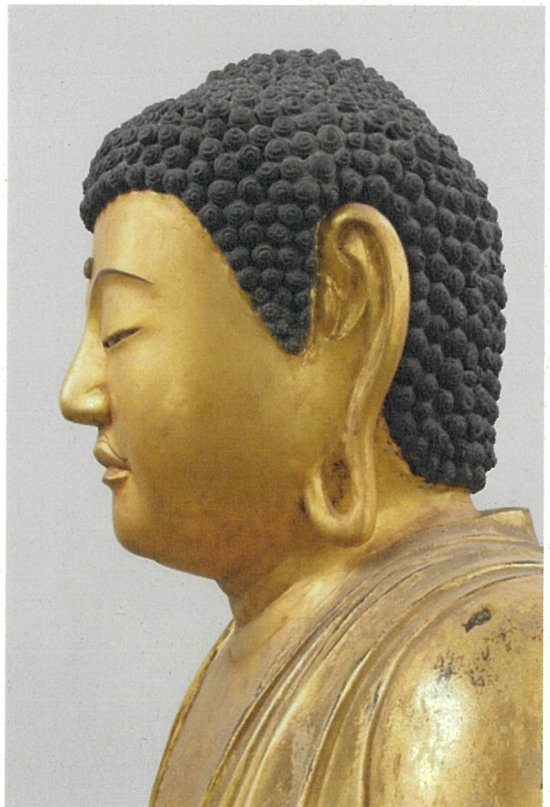
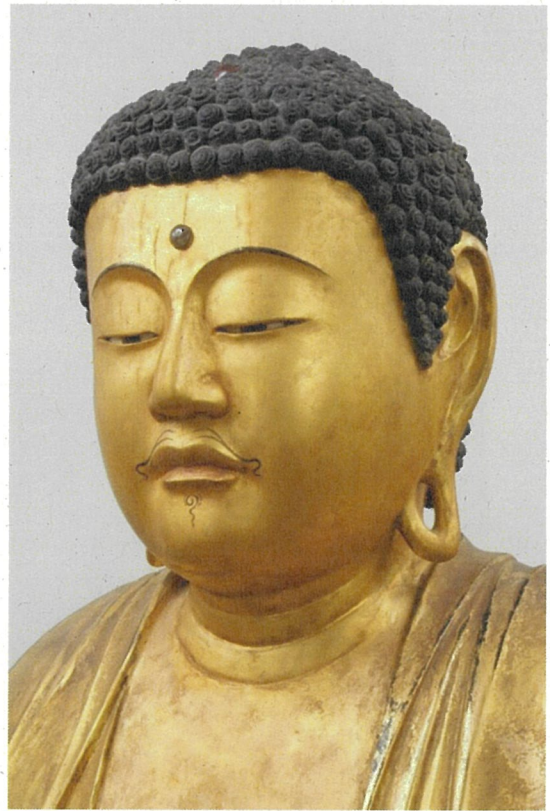
神奈川県文化財協会編『東漸寺』1980年



釈迦如来および両脇侍像 釈迦如来 1



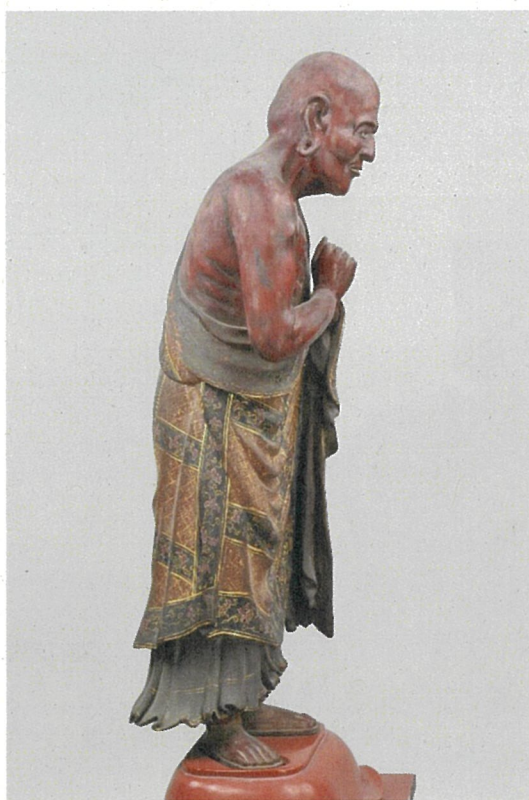
釈迦如来および両脇侍像 釈迦如来



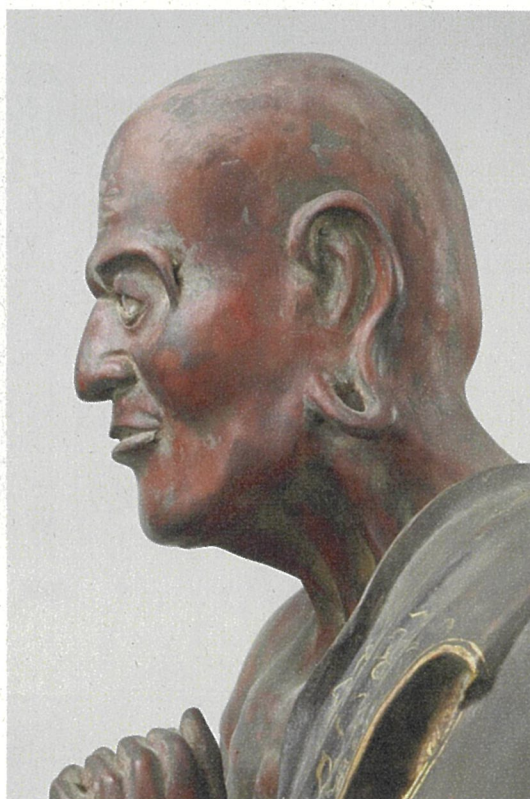
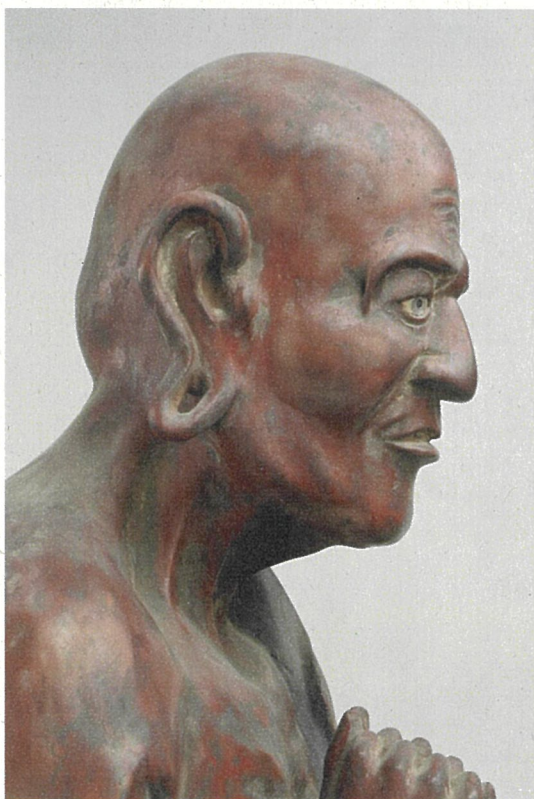
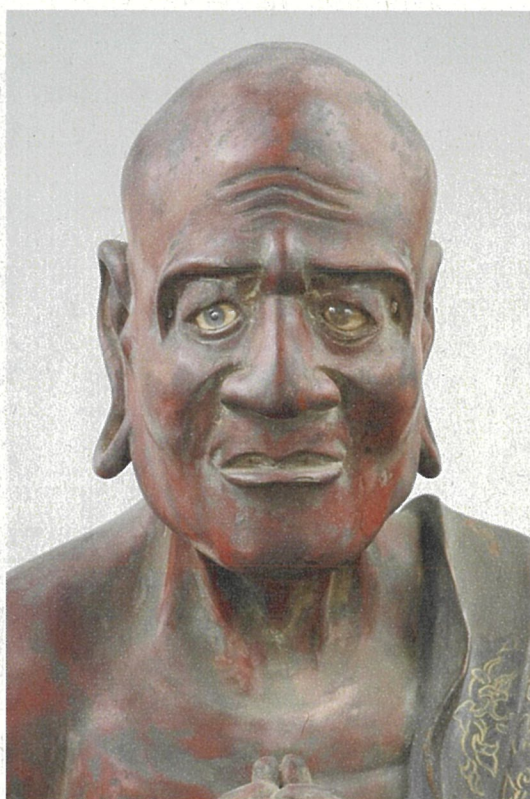
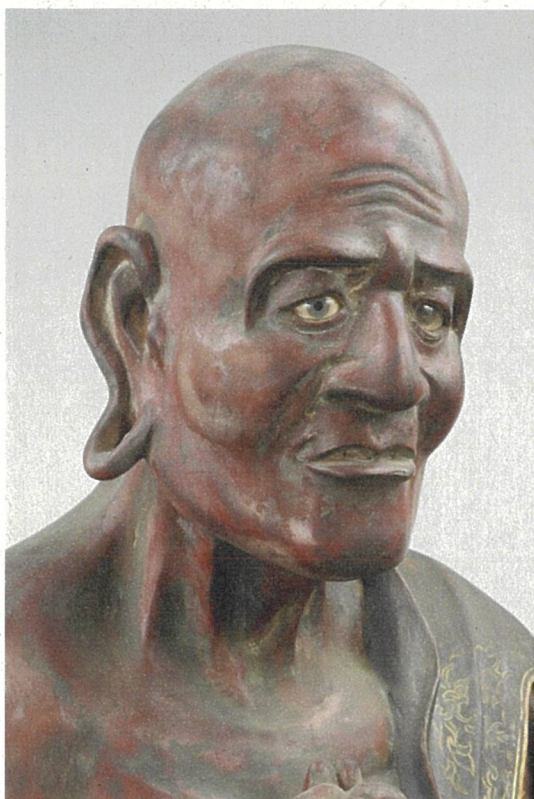
釈迦如来および両脇侍像 釈迦如来 3



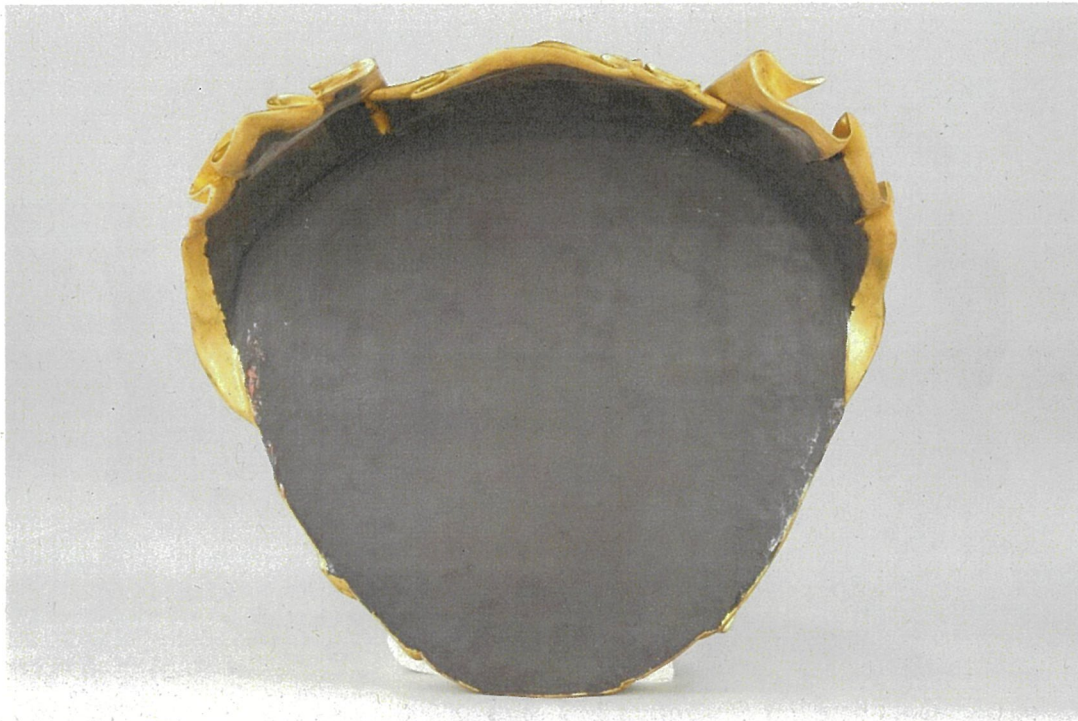
釈迦如来および両脇侍像 右脇侍 1



釈迦如来および両脇侍像 右脇侍 2



釈迦如来および両脇侍像 右脇侍 3



釈迦如来 像底



迦葉 像底

釈迦如来および両脇侍像 右脇侍



(参考) 釈迦如来および両脇侍像 京都・東福寺仏殿



(参考) 釈迦如来および両脇侍像 和歌山・海雲寺
貞和3年(1347) 七条仏師康俊作



(参考) 釈迦如来像 東京・光厳寺
康安2年(1362) 運朝作

横浜市指定有形文化財

指定調書

1 名 称	ぶつすいはつねはんりやくせつきょうかいきょう ぶつゆいぎょうきょう 仏垂般涅槃略説教誡經 (仏遺教經) 伝道元筆
2 員 数	1 巻
3 指定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4 所在の場所	大本山總持寺 (宝蔵館嫡々庵) 横浜市鶴見区鶴見 2-1-1
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 大本山總持寺 代表役員 石附周行 横浜市鶴見区鶴見 2-1-1
6 種 類	典籍
7 品質及び形状	卷子装 (楮打紙、本文 7 紙跋文 1 紙)
8 寸法又は法量	23.4cm×333.6cm
9 作 者	伝 道 元
10 製作の年代又は時代	鎌倉時代
11 画賛、奥書、銘文等	永享九年 (1437) 二月、古室和尚寄附の識語あり
12 伝来その他参考とな るべき事項	
添付するもの	写真

ぶつすいはつねはんりやくせつきょうかいきょう ぶつゆいぎょうきょう
仏垂般涅槃略説教誡經（仏遺教經） 伝道元筆 1巻

時代 鎌倉時代

所有者 宗教法人 大本山總持寺 代表役員 石附周行
横浜市鶴見区鶴見2-1-1

所在地 横浜市鶴見区鶴見2-1-1 大本山總持寺（宝蔵館嫡々庵）

【書誌】

曹洞宗大本山總持寺に伝来する宗祖道元（1200～1253）自筆と伝承される写経。この經典は、釈迦が入滅・涅槃を前にして、最期の教えとして、仏教徒が守るべき教誡を述べたとする内容。禅宗では「四十二章經」「瀉山警策」と合わせて仏祖三經と呼び、本經は特に葬儀の法要でよく用いられる。

本資料は淡褐色を呈する楮打紙を用い、天界0.3cm 地界1.6cmを空けて淡墨罫を引く。界高不等21.2～21.4cm、界幅不等おおむね2cm。一行17字。句点および見出し点は朱、返点は朱墨重ね書きにしている。一二点・上中下点・傍訓は本文と同筆。巻末に別紙識語を継ぐ。表紙：深緑地八つ藤唐草文様。表紙裏：金地に牡丹唐草空押し。水晶八角軸頭。

木箱の蓋上墨書「遺教經 永平和尚真蹟」底面「享保三戊戌年修補之」蓋裏面に青ゴム印ラベル「大本山總持寺什宝／昭和三十三年調査・第壹九壹号」側面に「大本山總持寺蔵」と印刷されたラベルに「伝承陽大師筆／遺經」と墨書。

巻末識語「此經者／永平開山和尚御筆也／總持寺丈室之公用／古室和尚寄附之／永享九年（丁巳）二月日誌之」。この識語の筆者は不明。古室和尚とは總持寺輪住第90代の古室法鑑（永享9年（1437）2月29日就任）という（岩井孝樹1992）。

【本書の意義】

本書は總持寺が能登（石川県輪島市門前町）にあった時代に、輪住を勤めた禅僧から奉納された道元真筆と伝えられる經典である。全体に詳しい訓点・傍訓が付されており、鑑賞用の装飾經ではなく、学問を目的として読解用に写されたことが明らかである。書風、訓点およびカナの書体などから鎌倉時代の書写であると判断される。

本書が道元自筆かどうか長年にわたる議論があったが、岩井孝樹氏による精緻な比較検討の結果、その可能性が高いものと認められている。その大きな根拠は、道元の高弟である寂円が開創した宝慶寺（福井県越前大野市）に伝来する「名越白衣舎示誡」1巻（福井県指定文化財、『道元禅師真蹟研究資料集』では「阿闍世王之六臣」として収録）と同筆と認められることである。この資料は「宝治二年（1248）戊申二月十四日書于相州鎌倉郡名超白衣舎」という奥書を持ち、宝慶寺三世曇希（永平寺六世も兼務）が所持していたことを示す「薦福住持比丘曇希護持」（薦福は宝慶寺の山号）という識語が付されている。これは道元が鎌倉の名越において『大般涅槃經』の一文を抄出したもので、この前年より北条時頼に招かれて鎌倉に滞在していたことを示す資料としても知られている。

道元はそれから越前の永平寺に帰り、5年後の建長五年（1253）に病を得て上洛し、八月に示寂している。室町時代に編まれた道元の伝記『建徳記』によれば、末期を悟った道

元は、大著『正法眼蔵』の最後の巻として「八大人覺」を著しているが、それは『仏遺教経』に基づいて弟子たちへの教誡として書き残したものである。そのような経緯を考え合わせると、本書が晩年の道元によって写され、手許に置かれた書であった可能性を示唆するものである。

禅の極意である「不立文字」を主唱し、門弟たちにもそれを厳守させた道元には、確実な自筆本がきわめて少ない。永平寺と並ぶ曹洞宗の大本山である總持寺において、本書は宗祖直筆本として600年近く大切に守られてきた什宝であり、本文の希少性ととともに、現在では横浜市を代表する寺院となった總持寺の歴史を裏付ける高い価値をもつ資料であると認められる。

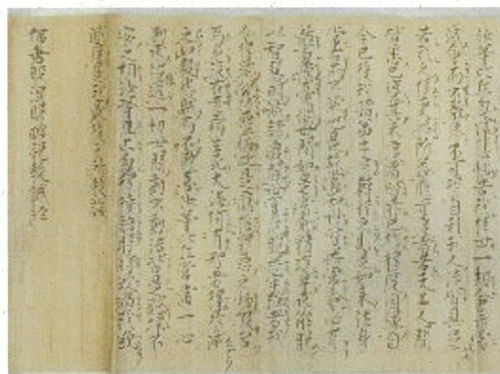
【参考文献】

『道元禅師真蹟研究資料集』（永平正法眼蔵蒐書大成別巻、大修館書店、1980）

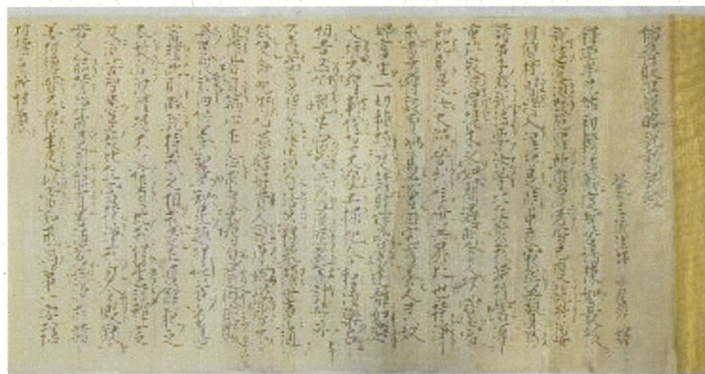
岩井孝樹「道元の遺墨『仏遺教経』」（『佛教藝術』202、1992）

東隆眞「〈曹洞宗大本山總持寺蔵／伝道元禅師真筆〉仏垂般涅槃略説教誡経」（『駒沢女子大学研究紀要』8、2001）

岩井孝樹『道元の思想と書』（大法輪閣、2019。岩井1992を改訂して収録）

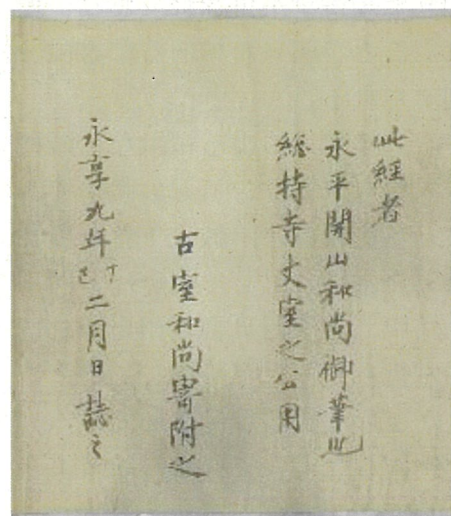


卷末



巻頭

写真提供 宗教法人大本山總持寺



識語



外観と木箱



蓋裏と箱底墨書

横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名 称	西教寺本堂
2 員 数	一棟
3 指定年月日	令和6年□月□日
4 所在の場所	横浜市南区三春台137
5 所有者の氏名又は名称及び住所	宗教法人西教寺 代表役員 伊藤 信之 横浜市中区三春台137
6 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項	正面3間・背面間口5間、奥行5間、背面および西余間側面に下屋附属。 入母屋造、棧瓦葺、南面。正面向拝付、棧瓦葺。 構造は躯体部分が一部鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄筋コンクリート造、屋根部分は鉄骨トラス小屋組に鉄網コンクリート造。
7 建築の年代又は時代	昭和6年（1931）
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むな札、墨書その他参考となるべき事項	指定調書のとおり
添付するもの	写真及び図面

西教寺概要

西教寺は伊藤大忍師（1858-1938）が明治36年（1903）に興した浄土真宗大谷派寺院で、横浜市南区三春台に所在する。大忍師は明治期に浅草本願寺別院（当時浄土真宗大谷派、現在東本願寺派本山）横浜出張所にて布教活動を行っており、出張所が支院を経て横浜別院になった明治40年から同41年に初代輪番を務めた。この間、明治36年に埼玉県に所在した西教寺の寺跡を継ぎ、現在地に移したと伝える。

すなわち横浜における西教寺の歴史は、伊藤大忍師を中興第1世として明治36年に遡る。この時の本堂・庫裏は既存の堂宇を利用したと伝えるが、その後大正9年（1920）に本堂を建替えた（大正8年起工、大正9年8月竣功）。

しかしこの本堂は竣工後わずか3年の大正12年（1923）9月1日に、関東大震災により倒壊した。

その後の震災復興事業により再建されたのが現在の本堂で、棟札により昭和5年（1930）5月起工、同6年3月17日上棟式、同年5月竣功と判明する（資料1、寺蔵古写真1～4）。施主は伊藤達師（西教寺第2世）、設計者は清水組で活躍後独立した横山虎雄（大正2年東京帝国大学工科大学卒業）、施工は大林組（株式会社大林組横浜支店）である。建築の特徴は、伝統的な浄土真宗本堂の姿を、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造を駆使した耐火・耐震建築として創出した点にある（写真1～4ほか）。

その後住職は第3世伊藤壽麿師（1919-2006）を経て、現在第4世伊藤信之師に引き継がれている。この間、関東大震災後に木造亜鉛引鉄板葺で再建された庫裡は手狭になり、昭和55年（1980）から同56年にかけて鉄筋コンクリート造により建替えた。また、平成8年（1996）に本堂背面に倉庫を増築したが、令和2年（2020）6月に撤去した（写真5～6）。

西教寺と久保山墓地

西教寺西北は西区西久保町に臨み、そこには広大な久保山墓地（市営墓地と寺院墓地・民間墓地）が展開する。久保山墓地とその周辺は、当地に移転あるいは創建された寺院が18か寺存在する。最も古いのは明治14年(1881)に群馬大光院（浄土宗）説教所として開かれた大光院で、鎌倉円覚寺出張所として明治18年(1885)に開かれた円覚寺、新善光寺(天台真盛宗、明治20年花咲町から移転)、光明寺（浄土宗、明治21年石川町から移転）、林光寺（臨済宗、明治23年野毛より移転）、川合寺（日蓮宗、明治27年茅ヶ崎市より移転）、東光寺（真言宗、明治35年戸部より移転）と続き、西教寺は8番目で明治期最後となる。その後大正期3か寺、昭和20年まで3か寺、昭和21年以後4か寺と増加した。

なお、寺院群における西教寺の位置は、「久保山霊堂前バス停」前の4差路東に形成された三角形敷地で(写真1)、隣接する3か寺（大光院、円覚寺、新善光寺）がいずれも移転時期の古い点が注目される。

西教寺本堂の建築とその特徴

西教寺本堂は敷地中央に南面する。

本堂の構造は、基礎および1階天井スラブまでの基本躯体が鉄筋コンクリート造主体で、正背面の柱各2本と内外陣境両端柱の計6本およびこれらの柱頂を繋ぐ天井梁・天井桁に鉄骨鉄筋コンクリート造を併用して強化する（寺蔵古写真2～3）。小屋組は躯体と分離し、1階天井スラブ上に鉄骨造トラス組を組んで木製の棟木・母屋桁を配し、この上に厚14cm程の鉄網コンクリート造の屋根スラブ(写真26～30)を設け、桟瓦葺の入母屋造・妻入屋根型を形成する。破風板や懸魚も鉄筋コンクリートで成形する。軒は屋根スラブを迫り出し、板金成形による垂木や木負・茅負等を取り付けて二軒半繁垂木とする（写真7-12）。

すなわち本堂外観は近代の建築技術を駆使して伝統的な仏堂を指向したもので、

建築概要は以下の通りである。桁行5間（1間6尺として長42尺、約12.7m）・梁行5間（長36尺、約10.9m）・一重・入母屋造・妻入・棧瓦葺の主体部正面に間口18.4尺（約5.6m）・奥行10尺（約3.0m）の向拝を設け、西側面後端2間（18尺、約5.5m）と背面全面に巾6尺（約1.8m）の下屋を設け、向拝・下屋とも主体部と一連の棧瓦葺とし、東北隅に地階を設ける。

本堂平面（図）は、奥行5間のうち前方3間分を外陣、後方2間分は中央の内陣と東西の余間に三分する。以上を主体部として、正面に向拝、西側面後半と背面の下屋を廊下とする。本堂への出入は正面中央間のほかに西側面前端間に庫裏への連絡口を設ける。なお、本堂背面に平成8年（1996）に倉庫を増築したが、令和2年（2020年6月）に撤去した。

外陣は間口（梁行）36尺・奥行（桁行）24尺を広い単室として柱を立てない。しかし天井梁配置によると左右3区・前後3区の9区画し、各々に格天井を設ける。この天井区画に注目すると、内陣寄りの天井一列相当部は無目敷居で前方外陣床と分かち。すなわち床仕上の違いにより矢来内という浄土真宗特有の外陣区画を示す（写真13）。なお、西教寺では矢来内部分だけを「外陣」と呼び、矢来内を除く外陣を「参詣間」と呼んでいる。

内陣と東西余間は、外陣より床を一段高く構えた上段構成で畳敷きとする。外陣との境は巻障子で仕切り、内法上に極彩色した彫刻欄間を備える。内陣は中央後方に仏後柱と仏後壁を備え、その前方に豪華な須弥壇と宮殿を備え本尊をまつ（写真17）。内陣背面両脇間と東西余間背面は仏壇を張り出す。内陣と余間境は、内法下を開放する。天井は内陣・東西余間とも桁行中央に天井梁を配して格天井を設ける。

向拝は中央柱間3間分の広い間口を有し、側面は壁とガラス窓で間仕切る点の特徴である。しかも通常の向拝は本堂前の階段を覆う附属建築であるが、ここでは向拝をテラス状に構え、その両側を幅広の手摺状部材で見切る（写真3）。廊下は、内陣

背面中央間（「後門（ごうもん）」）から東余間や庫裏への連絡口として重要であるとともに、地下室への昇降口を設けている点においても機能上重要である。

建具は、堂内の外陣と内陣・余間境は巻障子、西余間と廊下境は腰高障子と伝統的な木製建具を採用する。その一方、外周部の建具は防火に配慮した鉄製建具を採用する。すなわち正面中央間は3折両開きの鉄製棧唐戸で、上方を網入ガラスとする。西側面後端間は鉄製扉窓両外開き、西側面前端間は鉄製扉両外開き、背面窓は網入ガラスの鉄製回転窓、それ以外の正面および側面窓は向拝側面も含めて網入ガラスの鉄製窓両内開きとする。ガラス窓は卍くずしモチーフの棧組とする。なお、庫裏に面する西側面建具はガラス鉄扉を併用する（写真 22）。本堂建築時に木造庫裏が隣設していたための配慮と考えられる。

このように、本堂内部は外観以上に近世浄土真宗本堂の伝統的形式を指向している。すなわち鉄骨鉄筋コンクリート造の柱と天井梁・天井桁の併用により要所を強化したことにより、広大な外陣空間の実現や内陣廻りの木造仏堂的な繊細な表現を可能にした。そして鉄骨鉄筋コンクリート造の柱や天井梁・天井桁の断面の太さは、長押や板金製の天井格縁の繊細さで和らげている。

以上西教寺本堂は、近代建築技術を駆使して耐震・耐火性能の向上と伝統的な浄土真宗本堂の意匠を兼備した建築として構造・意匠の両面において注目される。鉄筋コンクリート造や鉄骨造小屋組を採用した寺院建築は、大正4年(1915)竣工の東本願寺函館別院（設計伊藤平左衛門、施工木田保造）を嚆矢として大正13年(1924)竣工の福岡明光寺本堂と昭和4年(1929)竣工の函館称名寺本堂（2件とも設計木田保造、施工木田組）などが報告されており、3例とも躯体と小屋組の構造を分離する点に近代建築技術導入期の寺院建築特性を示すと考えられている（参考文献2）。ここで最古例の東本願寺函館別院小屋組は非トラス組であるが、他の2件はフィンクトラスに進化している。すなわちフィンクトラスを使用した昭和6年竣工の西教寺本堂は、近代建築技術導入期の寺院建築の第2段階における実例として貴重な存在と

いえる。一方、大正4年～昭和14年までの日本における鉄筋コンクリート寺院リスト（参考文献1）において、横浜市域では西教寺以外は紹介されておらず、市内における鉄筋コンクリート造本堂建築の古例としても貴重である。以上の特徴を持つ近代寺院建築が、横浜開港後の急速に都市化が進むなかで形成された久保山墓地周辺寺院群の中核に存在する点は、横浜の地域特性を考える上でも貴重な存在といえる。

したがって西教寺本堂を横浜市指定文化財に指定することは妥当である。

参考文献

1. 栢木まどか、「近代の社寺建築における鉄筋コンクリート化に関する技術史的研究」、科学研究費助成事業 研究成果報告書、基盤研究（C）（一般）2019-2021、課題番号 19K04812、令和4年6月
2. 横山秀哉、『コンクリート造の寺院建築』、彰国社、昭和52年
3. 日本建築学会編、『日本近代建築総覧』、技法堂出版、1980年

資料1 棟札

概要

板を横使いしておもて面に揮毫、裏面に願文と工事日程と工事関係者を縦書き記載
材種不明 寸法未計測 棟木に釘止らしいが詳細不明

表面

功祚成満足 昭和六年未三月十七日大忍書時年七十四 表面現住達記之

裏面

（願文）天下和順 日月清明 風雨以時 災属不起 國豊民安 兵戈無用 崇徳興仁
務修禮讓

真宗大谷派西教寺本堂

昭和五年五月起工

同 六年三月十七日上棟式

同 年五月 竣成

住 職 伊藤達

前住職 伊藤大忍

世話方 志村保一

加藤重利

綿野吉二

小林常三郎

井上安蔵

高橋徳三郎

関常吉

加藤仙太郎

間山鶴勝

庄司與三郎

山中與四郎

大屋純造

田邊米松

堂下三吉

北橋角太郎

野田新太郎

谷村五市

次第不同

設計者 横山虎雄

現場監督 田中銀三

大林組 石田信夫

現場監督 成清卯三

雇 員 小林徳一

職 方 森最一郎 野村竹蔵

田中吉太郎 大平佐太郎 小林米太郎

中村春吉 清水■ 峰政太郎

佐藤吉太郎 青木玉吉 椎橋宏吉

資料2 『建築雑誌』（昭和6年11月）の工事記載

西教寺本堂新築工事

位置 横浜市中区南太田町1344番地

建築主 西教寺住職 伊藤達

設計者 東京府荏原郡東調布町田園都市314 横山虎雄

施工者 株式会社大林組横浜支店

起工及び竣工 昭和5年5月起工 昭和6年6月竣工

建築面積 57坪11

階数及総延面積 1階建（1部地階付）62坪97

構造種別 鉄筋混凝土造

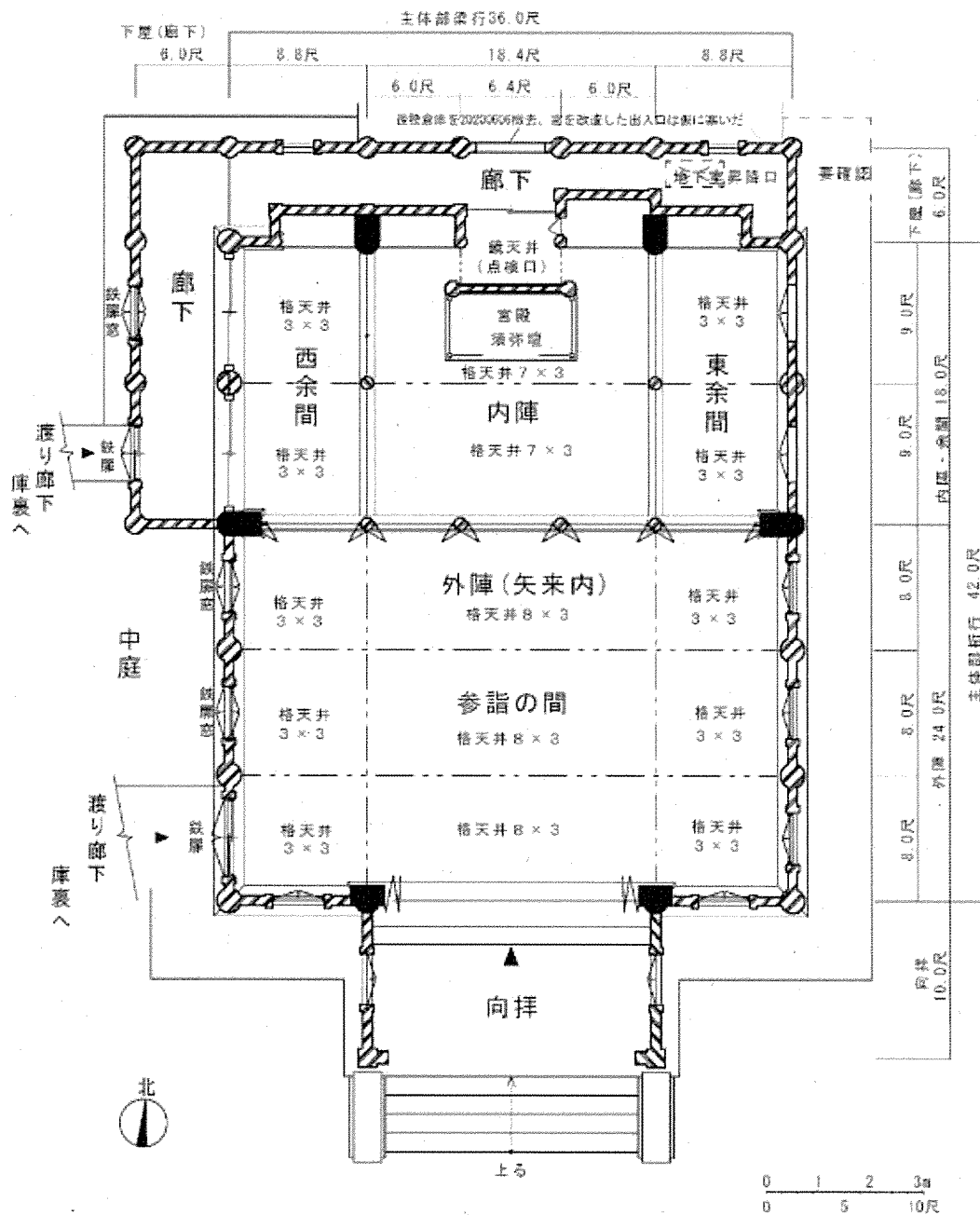


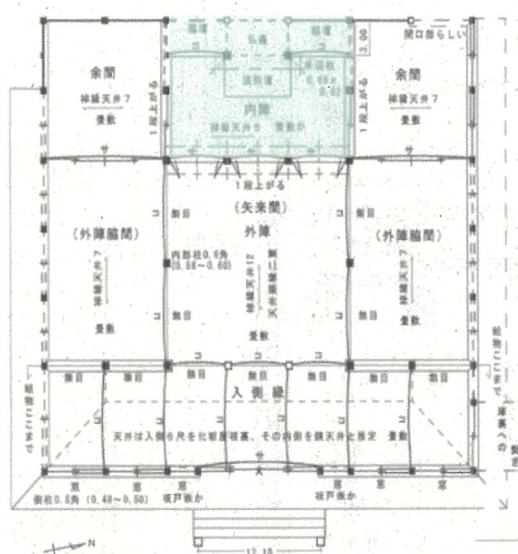
図 西教寺本堂平面図

20200406 20240913調査 作図：大野敏

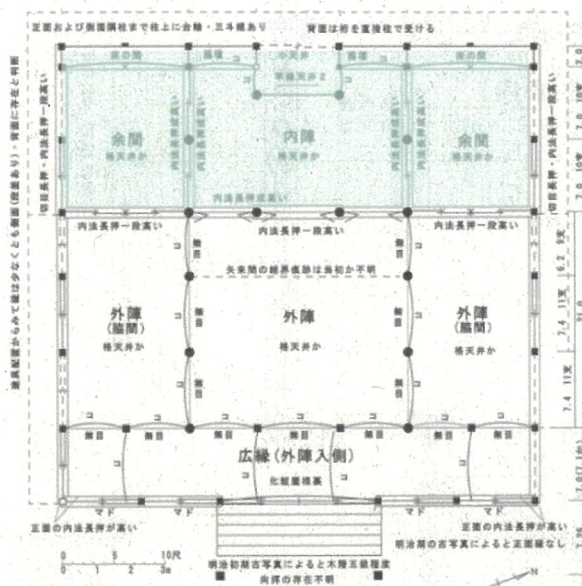
株式会社アルテック作成資料と現地作成結果をもとに作図
寸法は計画寸法を尺表記（1尺=303mm換算）

凡例

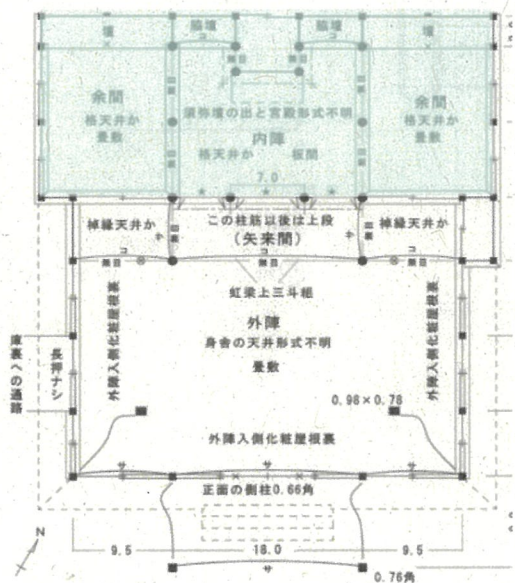
- 鉄骨併用RC造柱
柱頭を鉄骨トラスでつなぐ
- 鉄筋コンクリート造（RC造）
- 長押
- 天井梁



参考図1 勸明寺本堂 (横須賀市長井)
元禄十四年(1701) 造営文書
元茅葺、すべて角柱、側廻り組物なし
内陣のみ上段、外陣面積が特に大きい
のは道場起源の形式をよく留める



参考図2 浄土寺本堂 (横須賀市逸見)
正徳二年(1712) M28 由緒書、
元茅葺、内陣と外陣内側丸柱、
側廻り三斗組、内陣と余間上段、
S58 R C 基壇上に曳家して修理



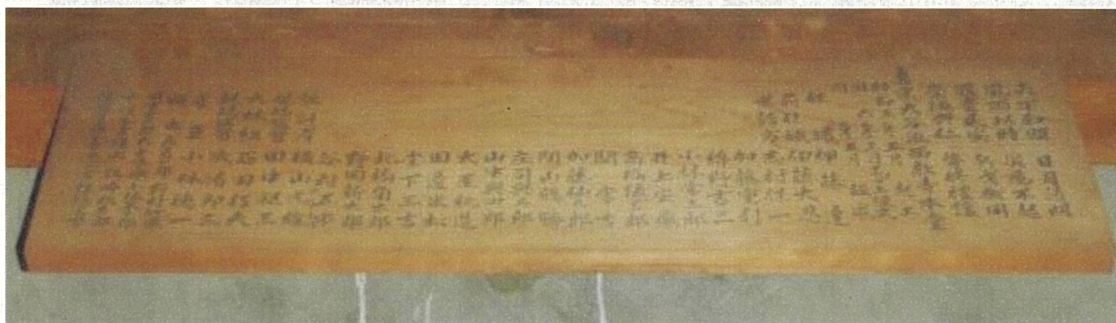
参考図3 常光寺本堂 (長浦)
文化元年(1804) 本堂再建以来記
内陣と余間が上段、余間張出し
矢来間区分、外陣入側隅架構注目



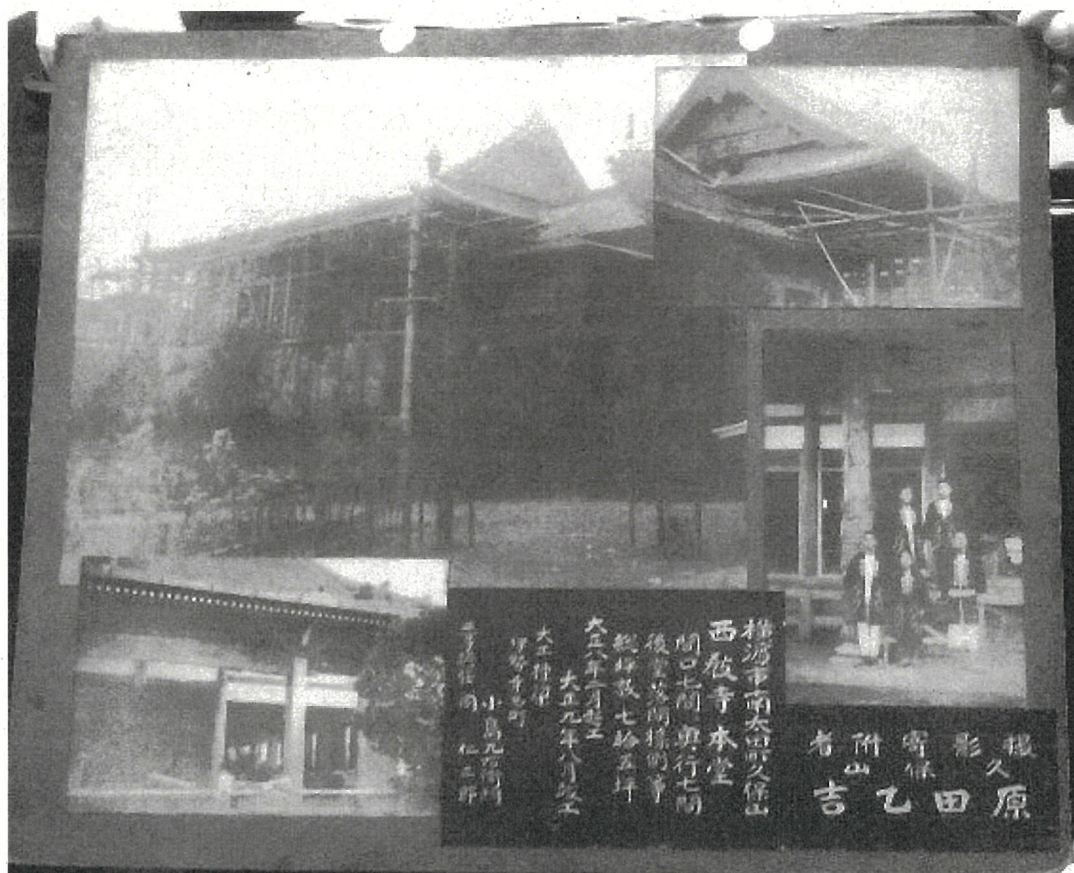
参考写真 棟札（本堂棟木に取付いた状態で2020年7月撮影）



表面

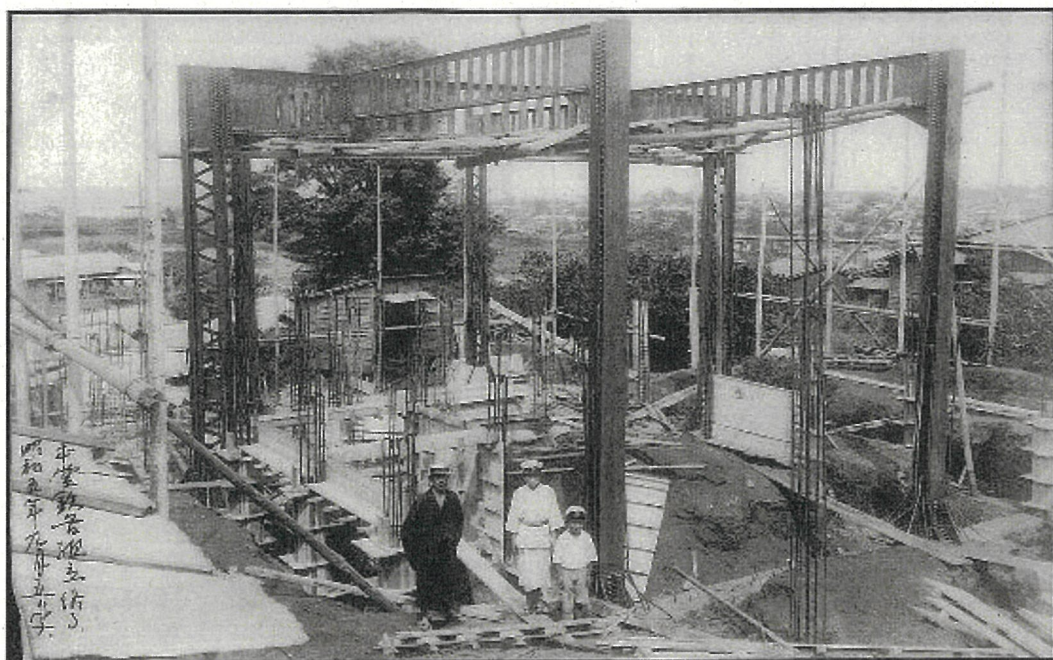


裏面

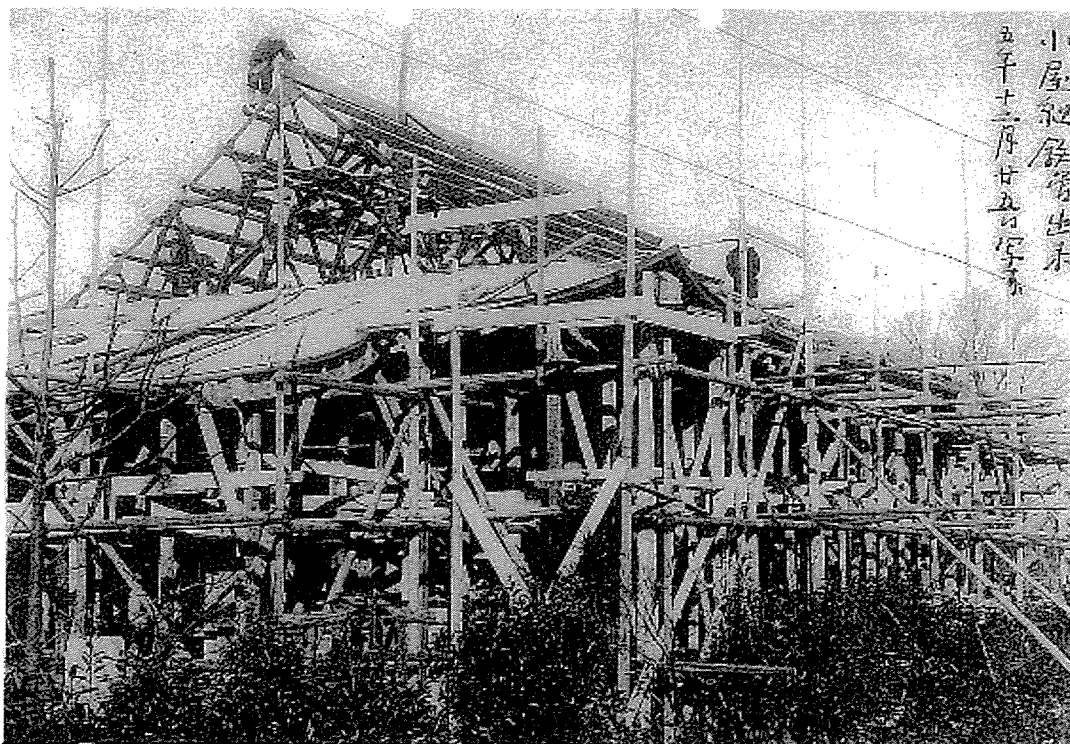


寺蔵古写真1 西教寺前身本堂工事中写真 大正八年二月起工 大正九年八月竣工
(アルテック加藤氏作成資料より。写真4まで同じ。原図は西教寺所蔵か)

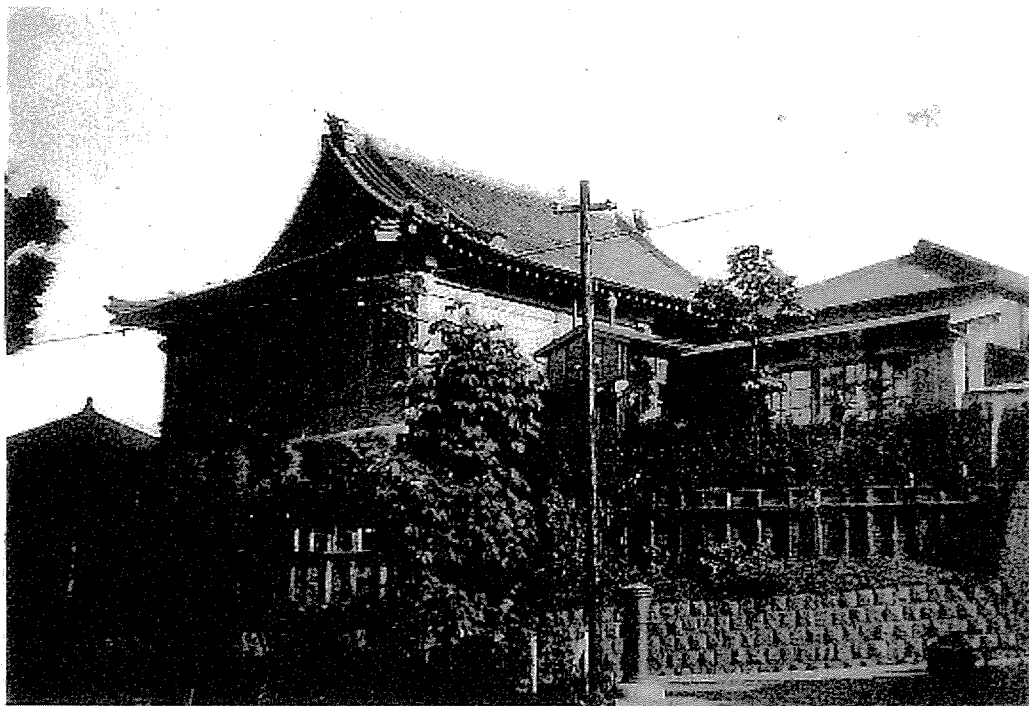
現本堂 1931年鉄骨鉄筋コンクリートで新築



寺蔵古写真2 西教寺本堂工事中写真 「本堂鉄骨組立終了 昭和五年九月五日写」
主要部分に鉄骨造を併用した鉄筋コンクリート造であることが分かる貴重な写真



寺蔵古写真3 西教寺本堂工事中写真 「小屋組鉄骨出来 五年十二月廿五日写す」
正面屋根コンクリートスラブ上に瓦棧止と思われる突起（埋め込みボルトか）が見える



寺蔵古写真4 西教寺本堂古写真 竣工間もないころの本堂西北隅から全景
道沿いの擁壁に状態に注意



写真1 「久保山霊堂前」バス停前の4差路から東方の西教寺寺地を見る
中央の三角形の敷地が西教寺の寺地で、白い建物は庫裏。南面道路（写真の右中から左下へ延びる）が尾根道で、尾根道の南側と北側は下り斜面となる。



写真2 西教寺本堂正面全景
入母屋造・妻入・棧瓦葺の1重仏堂で正面に向拝を構える。



写真3 西教寺本堂正側面全景

躯体は、1階天井スラブ迄を鉄筋コンクリート造（要所の柱と天井梁・天井桁を鉄骨鉄筋コンクリート造）とする。そして1階天井スラブ上に鉄骨トラス組による小屋組を設け、棟木・母屋桁は木材を配し、鉄網コンクリート造による厚14cm程で緩やかな反りをもつ屋根スラブを設ける。この屋根スラブの上に棧瓦葺する。軒は屋根スラブを1.8m位迫り出して、板金成形による垂木や木負・茅負・裏甲を取り付け二軒半繁垂木とする。垂木は板金成形部材を屋根スラブから吊り、茅負・木負・裏甲は屋根スラブの下縁に整形した板金を取り付けている。そのため、外観において軸組の重厚なヴォリュームに対して軒・屋根の繊細・軽快なプロポーションの差が印象的で、この建物の大きな特徴といえる。



写真4 西教寺本堂 正面東脇部分

化粧垂木は屋根スラブ下に板金を整形した部材を取り付けているので繊細・軽快である。

縁側は設けず、周囲に基壇状の鉄筋コンクリート造の覆いを設ける。なお、背面東寄り（東余間の床下）は地盤の段差を利用して地下室を設けている。



写真5 西教寺本堂 背面（北面） 中央間は本来窓であったが平成8年(1996)に背面に物置を設置した際に窓を出入口に改造した。しかし物置は令和2年(2020)に撤去して出入口は仮設的に塞いでいる。



写真6 西教寺本堂 北面から見上げ（2020年4月撮影のため撤去した物置が写る）
下段の間知石積擁壁は、本堂竣工時から存在していたことが寺蔵古写真4でわかる。



写真7 本堂軒裏

二軒半重垂木の地垂木・飛檐垂木はコンクリート造にしては木柄が細く、一部錆が見えることから鉄製とわかる。一方、小屋内からみると屋根スラブ軒先まで延びており、地軒と飛檐軒の化粧裏板以上の部分は金網コンクリート成形と考えられる。



写真8 屋根瓦破損部分

軒先が傷んで瓦が崩落した部分を2022年7月修理する直前の養生状態。



写真 9 屋根瓦破損部分の軒先詳細

軒先が傷んで瓦が崩落した部の先端に板材が見えるが、ボルト金具が見えるので裏甲部材を仕込んだものらしい。



写真 10 屋根瓦破損部分の軒先詳細

垂木は鉄製で、屋根スラブ下面に板上部材を敷いて（写真 35 の裏板の類か）コンクリートを打設し、その上前角に裏甲下地や茅負下地の板材を取り付けたようである（腐朽大）。



写真 11 垂木木口詳細 木口が奥に入り込んだ状況によって、垂木が板金成形であることがわかる。



写真 12 軒先端部詳細

この飛檐垂木は上端が飛檐軒の裏板状部分に食い込んで納めているが、その詳細はわからない。茅負と裏甲は屋根スラブ先端に下地板を取り付けて板金成形（覆い）とわかる。

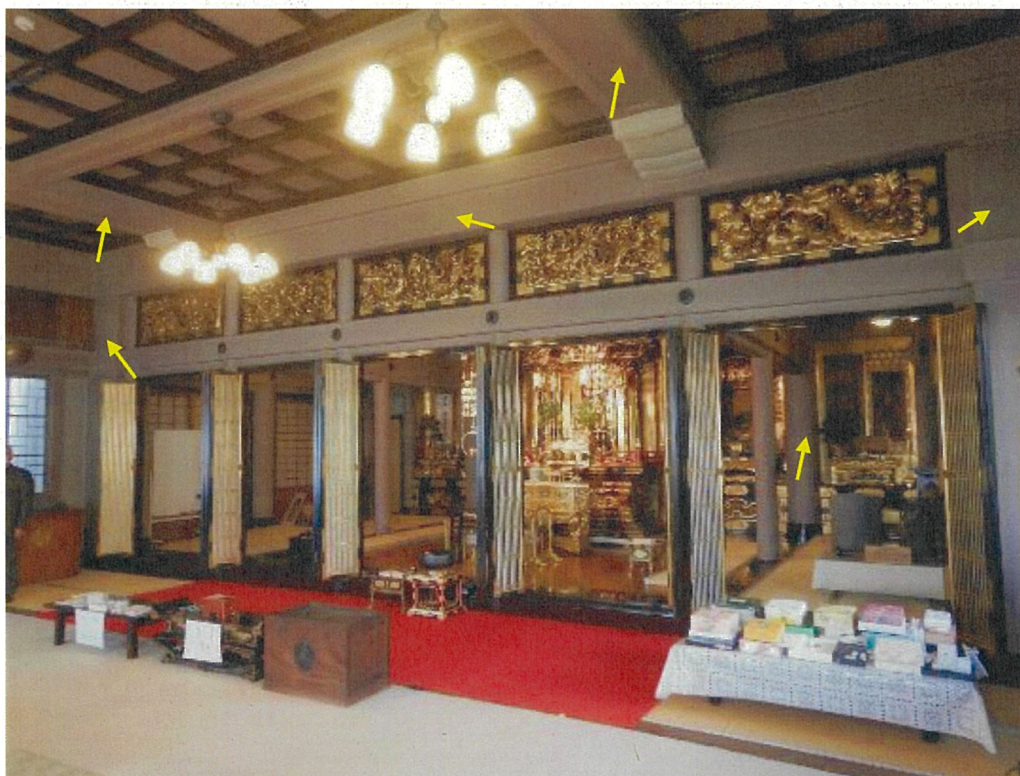


写真 13 西教寺本堂 外陣越しに内陣および東西余間をみる。

堂内部の柱は、本来の木造仏堂意匠の軽快なプロポーションを見せるものが多いが、鉄骨鉄筋コンクリートで構成する主要柱と天井桁および天井梁は重厚さが目立つ（矢印部材）。

浄土真宗寺院本堂の場合、外陣の前端間を「矢来内」とよび通常の外陣空間とは区分することがある。西教寺では、矢来内のみを外陣と呼び、それ以外の外陣を参詣間と呼ぶ。



写真 14 西教寺本堂外陣（参詣間） 正面中央間見返し

正面中央間の柱は鉄骨鉄筋コンクリート造である。そのため最も太い断面を有するが、内法長押を巧みに巡らしてバランスをとる。正面扉は4枚折の両開で、広い開口を確保する。

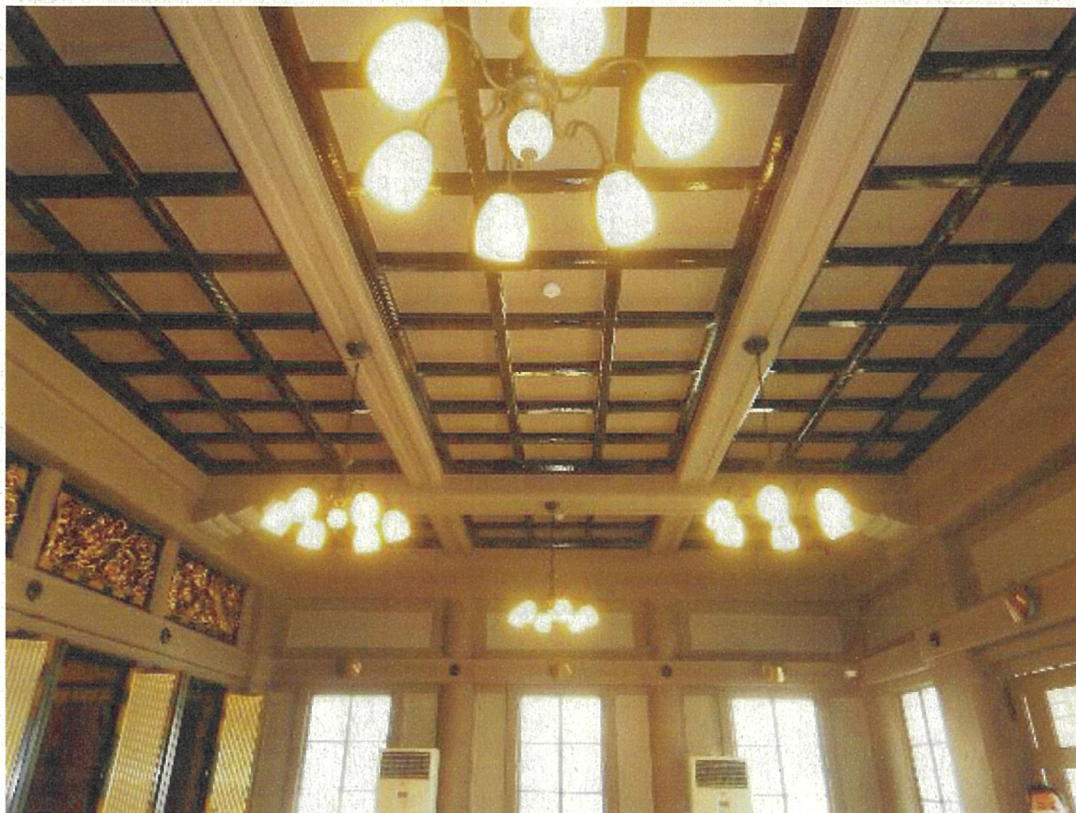


写真 15 西教寺本堂外陣 西側面寄りから東側面方を見る
鉄骨造を併用した鉄筋コンクリート造のため、間口 36 尺(約 10.8m)・奥行 24 尺(約 7.3m)の広い外陣空間を内部に柱を立てずに獲得している。天井梁は豪快であるが、面取や格天井の格縁の比例によりバランスをとっている。格縁は板金細工である。

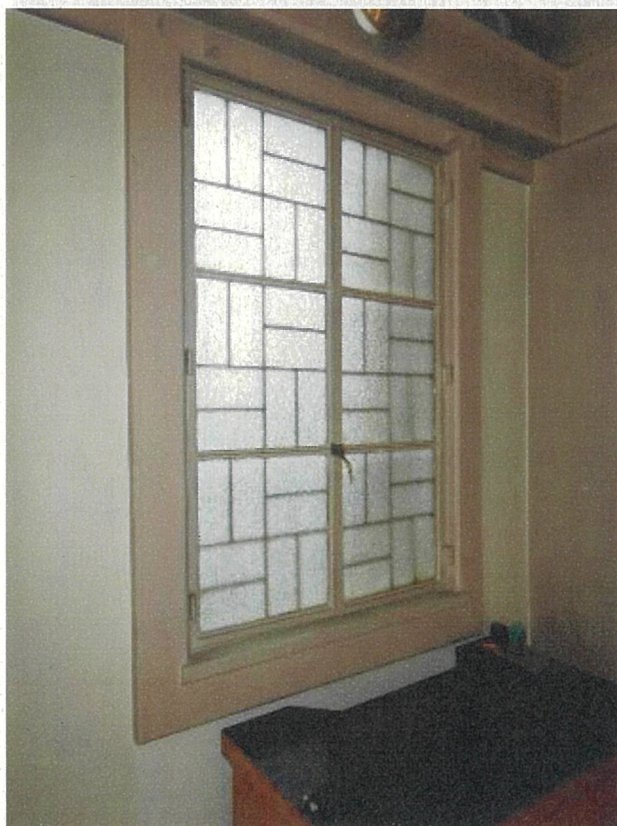
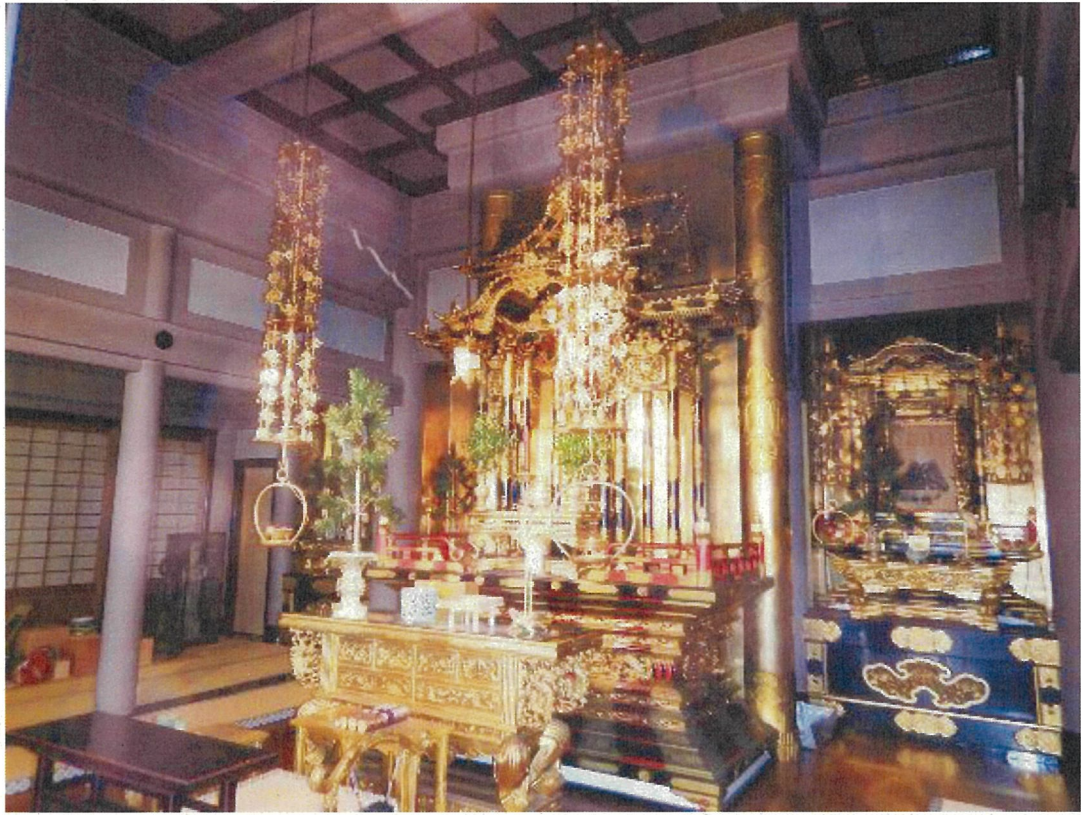


写真 16 西教寺本堂 外陣
西側面のガラス窓

両内開きのスチールサッシュ
ガラス窓は網入耐火ガラス仕様という。棧の意匠は卍くずしをモチーフとしたものらしい。



西写真 17 西教寺本堂 内陣



西写真 18 西教寺本堂 内陣 外陣境見返し



写真 19 西教寺本堂 西余間

通常の余間は背面全幅に仏壇を構えるが、ここでは一部を壁として内法長押を廻す点が特徴である。



写真 20 西教寺本堂 西余間 天井見上げ



写真 21 西教寺本堂 西側面 鉄製ガラス窓の外側に鉄製扉を備える。これはこの部分が木造庫裏に臨んでいたためらしい（庫裏は昭和 55 年・56 年に RC 造に建替した）。



写真 22 西教寺本堂 西側面の開口（後方の廊下部分の連絡口）
本堂西側面には前端間と上記写真の 2 か所に庫裏への連絡口を設けている。前端間の間口幅の方が広いが、内側に木製腰高ガラス障子、外側に鉄製扉両開を設ける点は共通している。



写真 23 西教寺本堂 背面廊下東端部の地下室昇降口
鉄扉を備える



写真 24 西教寺本堂 東余間下の地下室（倉庫）
内外陣境に防火壁を設け鉄扉を設ける。扉の前方は外陣床下となっている。



写真 25 西教寺本堂 仏後壁背面（後門）天井に設けた天井スラブ上への昇降口
鉄扉を備える。

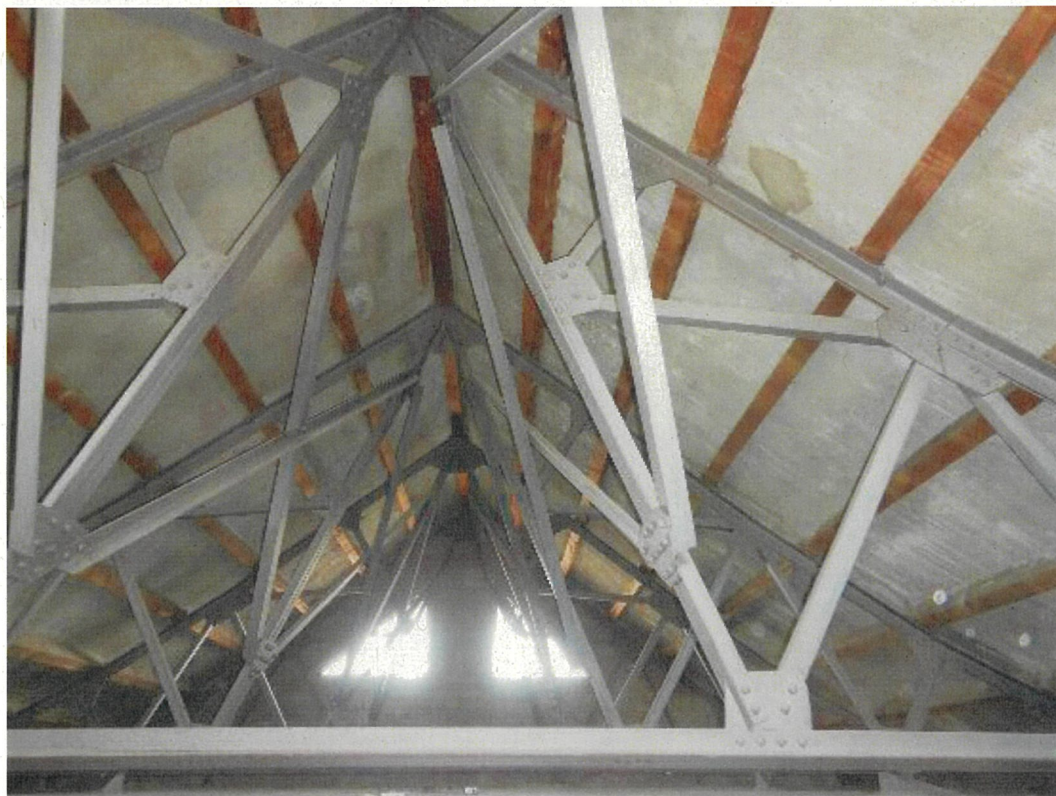


写真 26 西教寺本堂 小屋組鉄骨トラスおよび屋根裏
鉄骨造トラスはフィンクトラスと呼ばれる形式である。棟木中央に棟札が横板使いに取り付けられている。



写真 27 西教寺本堂 小屋組鉄骨トラスおよび屋根裏

トラスは天井スラブに台座金具を取り付けて構成する。トラス合掌材に木材の母屋桁を取り付け、屋根スラブを施工している。焼夷弾被弾痕といわれる破損部に金網が見える。



写真 28 金網コンクリート造屋根スラブの金網

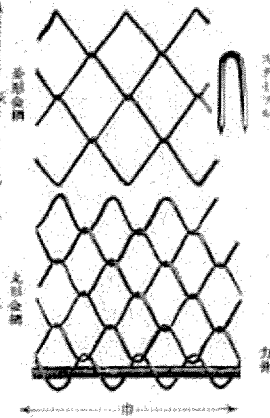
戦時中の焼夷弾痕。周囲修理したが鉄網が延びてしまった部分はコンクリートの揚げ塗りをあきらめたのか。大正 14 年の「建築資料共同型録」（建築資料協会編）に川崎式混凝土鉄網が紹介されているものに類似する（建築学科・杉本訓祥教授の御教示）。

トリークンコ網鐵

川崎工場



鉄網土凝の形状



鐵網ラス界の權威
川崎式 混凝土鐵網

川崎式混凝土鐵網はコンクリート又は
モルタル塗着下地として發明せられた
鐵網ラスで、川崎工場の特許品でありま
す。
此の鐵網を塗下地とする時はコンクリ
ートでもモルタルでも設一つで容易に六
分厚位から三寸厚位に塗着する事が出来
且つ鐵網とコンクリート又はモルタルと
緊密に結合して、火にも燒けず雨露に露
されても容易に腐らない丈夫な壁が出来
ます。費用も格安に出来ます。
發明以來十餘年、今日では日本全國到
る處に行き成り、殊に大正
十二年の關東の大震災に於て鐵網コン
クリートの建物が豫期以上の好成績を示
しましたので、爾來震災地の復興建築には
勿論全國的にも非常な勢で各方面に採用
せられて居ります。
帝國發明協會にては、川崎式混凝土鐵
網を日本に於ける優秀なる發明であると
認められ有功賞牌と優等賞牌とを授けら
れ、又平野博士東京博覽會よりは金牌を
其の各種の展覽會博覽會よりは夫々優
等賞牌を授けられました。
川崎式混凝土鐵網は螺旋形の針金を順
次に編み合せて作った鐵網と、鐵網の網目
に挿入して之を張掛け且つ鐵網の働きを
爲す力骨と、鐵網の要素々々を建物の本

體に釘付けする股釘又は結束する針金と
から成立つて居ります。
鐵網には大別して丸形と菱形と二種あ
ります。(補圖参照) 丸形の方は比較的壁
の厚い(一寸乃至三寸)場合に用ひ最初
に豆砂利入コンクリートを塗り其の上に
二、三回に亘つてモルタルを塗り其の上
に上げます。菱形の方は簡単な壁(一寸
以上)又は下地として用ひ最初
からモルタルを塗り其の上に丸形
の鐵網を張り菱形の鐵網を張り其の上
に上げます。鐵網の大小は依り色々の品種がありま
す。川崎工場は次の表に示した各種類の
鐵網を、常時ストックとして潤滑に貯蔵
し依り別表の内積當額を選擇願ひま
す。(全頁鐵網の仕様書参照)

品名	単位	寸法	重量	備考
丸形鐵網	平方メートル	100mm x 100mm	0.00785	
丸形鐵網	平方メートル	150mm x 150mm	0.00354	
丸形鐵網	平方メートル	200mm x 200mm	0.00247	
丸形鐵網	平方メートル	250mm x 250mm	0.00197	
丸形鐵網	平方メートル	300mm x 300mm	0.00166	
丸形鐵網	平方メートル	350mm x 350mm	0.00143	
丸形鐵網	平方メートル	400mm x 400mm	0.00127	
丸形鐵網	平方メートル	450mm x 450mm	0.00113	
丸形鐵網	平方メートル	500mm x 500mm	0.00102	
丸形鐵網	平方メートル	550mm x 550mm	0.00093	
丸形鐵網	平方メートル	600mm x 600mm	0.00085	
丸形鐵網	平方メートル	650mm x 650mm	0.00078	
丸形鐵網	平方メートル	700mm x 700mm	0.00072	
丸形鐵網	平方メートル	750mm x 750mm	0.00067	
丸形鐵網	平方メートル	800mm x 800mm	0.00063	
丸形鐵網	平方メートル	850mm x 850mm	0.00059	
丸形鐵網	平方メートル	900mm x 900mm	0.00056	
丸形鐵網	平方メートル	950mm x 950mm	0.00053	
丸形鐵網	平方メートル	1000mm x 1000mm	0.00051	
丸形鐵網	平方メートル	1100mm x 1100mm	0.00047	
丸形鐵網	平方メートル	1200mm x 1200mm	0.00044	
丸形鐵網	平方メートル	1300mm x 1300mm	0.00041	
丸形鐵網	平方メートル	1400mm x 1400mm	0.00039	
丸形鐵網	平方メートル	1500mm x 1500mm	0.00037	
丸形鐵網	平方メートル	1600mm x 1600mm	0.00035	
丸形鐵網	平方メートル	1700mm x 1700mm	0.00033	
丸形鐵網	平方メートル	1800mm x 1800mm	0.00032	
丸形鐵網	平方メートル	1900mm x 1900mm	0.00031	
丸形鐵網	平方メートル	2000mm x 2000mm	0.00030	
丸形鐵網	平方メートル	2100mm x 2100mm	0.00029	
丸形鐵網	平方メートル	2200mm x 2200mm	0.00028	
丸形鐵網	平方メートル	2300mm x 2300mm	0.00027	
丸形鐵網	平方メートル	2400mm x 2400mm	0.00026	
丸形鐵網	平方メートル	2500mm x 2500mm	0.00025	
丸形鐵網	平方メートル	2600mm x 2600mm	0.00024	
丸形鐵網	平方メートル	2700mm x 2700mm	0.00023	
丸形鐵網	平方メートル	2800mm x 2800mm	0.00022	
丸形鐵網	平方メートル	2900mm x 2900mm	0.00022	
丸形鐵網	平方メートル	3000mm x 3000mm	0.00021	
丸形鐵網	平方メートル	3100mm x 3100mm	0.00020	
丸形鐵網	平方メートル	3200mm x 3200mm	0.00020	
丸形鐵網	平方メートル	3300mm x 3300mm	0.00019	
丸形鐵網	平方メートル	3400mm x 3400mm	0.00019	
丸形鐵網	平方メートル	3500mm x 3500mm	0.00018	
丸形鐵網	平方メートル	3600mm x 3600mm	0.00018	
丸形鐵網	平方メートル	3700mm x 3700mm	0.00017	
丸形鐵網	平方メートル	3800mm x 3800mm	0.00017	
丸形鐵網	平方メートル	3900mm x 3900mm	0.00016	
丸形鐵網	平方メートル	4000mm x 4000mm	0.00016	
丸形鐵網	平方メートル	4100mm x 4100mm	0.00015	
丸形鐵網	平方メートル	4200mm x 4200mm	0.00015	
丸形鐵網	平方メートル	4300mm x 4300mm	0.00014	
丸形鐵網	平方メートル	4400mm x 4400mm	0.00014	
丸形鐵網	平方メートル	4500mm x 4500mm	0.00014	
丸形鐵網	平方メートル	4600mm x 4600mm	0.00013	
丸形鐵網	平方メートル	4700mm x 4700mm	0.00013	
丸形鐵網	平方メートル	4800mm x 4800mm	0.00013	
丸形鐵網	平方メートル	4900mm x 4900mm	0.00012	
丸形鐵網	平方メートル	5000mm x 5000mm	0.00012	
丸形鐵網	平方メートル	5100mm x 5100mm	0.00011	
丸形鐵網	平方メートル	5200mm x 5200mm	0.00011	
丸形鐵網	平方メートル	5300mm x 5300mm	0.00011	
丸形鐵網	平方メートル	5400mm x 5400mm	0.00010	
丸形鐵網	平方メートル	5500mm x 5500mm	0.00010	
丸形鐵網	平方メートル	5600mm x 5600mm	0.00010	
丸形鐵網	平方メートル	5700mm x 5700mm	0.00009	
丸形鐵網	平方メートル	5800mm x 5800mm	0.00009	
丸形鐵網	平方メートル	5900mm x 5900mm	0.00009	
丸形鐵網	平方メートル	6000mm x 6000mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6100mm x 6100mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6200mm x 6200mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6300mm x 6300mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6400mm x 6400mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6500mm x 6500mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6600mm x 6600mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6700mm x 6700mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6800mm x 6800mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	6900mm x 6900mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	7000mm x 7000mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	7100mm x 7100mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	7200mm x 7200mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7300mm x 7300mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7400mm x 7400mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7500mm x 7500mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7600mm x 7600mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	7700mm x 7700mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	7800mm x 7800mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	7900mm x 7900mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	8000mm x 8000mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	8100mm x 8100mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8200mm x 8200mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8300mm x 8300mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8400mm x 8400mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8500mm x 8500mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8600mm x 8600mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	8700mm x 8700mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	8800mm x 8800mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	8900mm x 8900mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	9000mm x 9000mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	9100mm x 9100mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9200mm x 9200mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9300mm x 9300mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9400mm x 9400mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9500mm x 9500mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9600mm x 9600mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9700mm x 9700mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9800mm x 9800mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9900mm x 9900mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	10000mm x 10000mm	0.00001	

品名	単位	寸法	重量	備考
丸形鐵網	平方メートル	100mm x 100mm	0.00785	
丸形鐵網	平方メートル	150mm x 150mm	0.00354	
丸形鐵網	平方メートル	200mm x 200mm	0.00247	
丸形鐵網	平方メートル	250mm x 250mm	0.00197	
丸形鐵網	平方メートル	300mm x 300mm	0.00166	
丸形鐵網	平方メートル	350mm x 350mm	0.00143	
丸形鐵網	平方メートル	400mm x 400mm	0.00127	
丸形鐵網	平方メートル	450mm x 450mm	0.00113	
丸形鐵網	平方メートル	500mm x 500mm	0.00102	
丸形鐵網	平方メートル	550mm x 550mm	0.00093	
丸形鐵網	平方メートル	600mm x 600mm	0.00085	
丸形鐵網	平方メートル	650mm x 650mm	0.00078	
丸形鐵網	平方メートル	700mm x 700mm	0.00072	
丸形鐵網	平方メートル	750mm x 750mm	0.00067	
丸形鐵網	平方メートル	800mm x 800mm	0.00063	
丸形鐵網	平方メートル	850mm x 850mm	0.00059	
丸形鐵網	平方メートル	900mm x 900mm	0.00056	
丸形鐵網	平方メートル	950mm x 950mm	0.00053	
丸形鐵網	平方メートル	1000mm x 1000mm	0.00051	
丸形鐵網	平方メートル	1100mm x 1100mm	0.00047	
丸形鐵網	平方メートル	1200mm x 1200mm	0.00044	
丸形鐵網	平方メートル	1300mm x 1300mm	0.00041	
丸形鐵網	平方メートル	1400mm x 1400mm	0.00039	
丸形鐵網	平方メートル	1500mm x 1500mm	0.00037	
丸形鐵網	平方メートル	1600mm x 1600mm	0.00035	
丸形鐵網	平方メートル	1700mm x 1700mm	0.00033	
丸形鐵網	平方メートル	1800mm x 1800mm	0.00032	
丸形鐵網	平方メートル	1900mm x 1900mm	0.00031	
丸形鐵網	平方メートル	2000mm x 2000mm	0.00030	
丸形鐵網	平方メートル	2100mm x 2100mm	0.00029	
丸形鐵網	平方メートル	2200mm x 2200mm	0.00028	
丸形鐵網	平方メートル	2300mm x 2300mm	0.00027	
丸形鐵網	平方メートル	2400mm x 2400mm	0.00026	
丸形鐵網	平方メートル	2500mm x 2500mm	0.00025	
丸形鐵網	平方メートル	2600mm x 2600mm	0.00024	
丸形鐵網	平方メートル	2700mm x 2700mm	0.00023	
丸形鐵網	平方メートル	2800mm x 2800mm	0.00022	
丸形鐵網	平方メートル	2900mm x 2900mm	0.00022	
丸形鐵網	平方メートル	3000mm x 3000mm	0.00021	
丸形鐵網	平方メートル	3100mm x 3100mm	0.00020	
丸形鐵網	平方メートル	3200mm x 3200mm	0.00020	
丸形鐵網	平方メートル	3300mm x 3300mm	0.00019	
丸形鐵網	平方メートル	3400mm x 3400mm	0.00019	
丸形鐵網	平方メートル	3500mm x 3500mm	0.00018	
丸形鐵網	平方メートル	3600mm x 3600mm	0.00018	
丸形鐵網	平方メートル	3700mm x 3700mm	0.00017	
丸形鐵網	平方メートル	3800mm x 3800mm	0.00017	
丸形鐵網	平方メートル	3900mm x 3900mm	0.00016	
丸形鐵網	平方メートル	4000mm x 4000mm	0.00016	
丸形鐵網	平方メートル	4100mm x 4100mm	0.00015	
丸形鐵網	平方メートル	4200mm x 4200mm	0.00015	
丸形鐵網	平方メートル	4300mm x 4300mm	0.00014	
丸形鐵網	平方メートル	4400mm x 4400mm	0.00014	
丸形鐵網	平方メートル	4500mm x 4500mm	0.00014	
丸形鐵網	平方メートル	4600mm x 4600mm	0.00013	
丸形鐵網	平方メートル	4700mm x 4700mm	0.00013	
丸形鐵網	平方メートル	4800mm x 4800mm	0.00013	
丸形鐵網	平方メートル	4900mm x 4900mm	0.00012	
丸形鐵網	平方メートル	5000mm x 5000mm	0.00012	
丸形鐵網	平方メートル	5100mm x 5100mm	0.00011	
丸形鐵網	平方メートル	5200mm x 5200mm	0.00011	
丸形鐵網	平方メートル	5300mm x 5300mm	0.00011	
丸形鐵網	平方メートル	5400mm x 5400mm	0.00010	
丸形鐵網	平方メートル	5500mm x 5500mm	0.00010	
丸形鐵網	平方メートル	5600mm x 5600mm	0.00010	
丸形鐵網	平方メートル	5700mm x 5700mm	0.00009	
丸形鐵網	平方メートル	5800mm x 5800mm	0.00009	
丸形鐵網	平方メートル	5900mm x 5900mm	0.00009	
丸形鐵網	平方メートル	6000mm x 6000mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6100mm x 6100mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6200mm x 6200mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6300mm x 6300mm	0.00008	
丸形鐵網	平方メートル	6400mm x 6400mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6500mm x 6500mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6600mm x 6600mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6700mm x 6700mm	0.00007	
丸形鐵網	平方メートル	6800mm x 6800mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	6900mm x 6900mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	7000mm x 7000mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	7100mm x 7100mm	0.00006	
丸形鐵網	平方メートル	7200mm x 7200mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7300mm x 7300mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7400mm x 7400mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7500mm x 7500mm	0.00005	
丸形鐵網	平方メートル	7600mm x 7600mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	7700mm x 7700mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	7800mm x 7800mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	7900mm x 7900mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	8000mm x 8000mm	0.00004	
丸形鐵網	平方メートル	8100mm x 8100mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8200mm x 8200mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8300mm x 8300mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8400mm x 8400mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8500mm x 8500mm	0.00003	
丸形鐵網	平方メートル	8600mm x 8600mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	8700mm x 8700mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	8800mm x 8800mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	8900mm x 8900mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	9000mm x 9000mm	0.00002	
丸形鐵網	平方メートル	9100mm x 9100mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9200mm x 9200mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9300mm x 9300mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9400mm x 9400mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9500mm x 9500mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9600mm x 9600mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9700mm x 9700mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9800mm x 9800mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	9900mm x 9900mm	0.00001	
丸形鐵網	平方メートル	10000mm x 10000mm	0.00001	



写真 29 屋根スラブ下辺

1 階天井スラブ上角の手前にトラス鉄骨の最下段を配置し母屋桁を受けている。



写真 30 屋根スラブ下辺

躯体際の鉄網コンクリートは、母屋桁から 1 階天井スラブ上角にかけて裏板を渡してコンクリートを打設したと思われる。

横浜市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第 6 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号。以下「県条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを横浜市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

（審議会への諮問）

第 56 条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

（1）市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

（所有者の変更等）

第 9 条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等）

第 10 条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。以下次条において同じ。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第 12 条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（現状変更等の制限）

第 16 条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（修理の届出等）

第 17 条 市指定有形文化財を修理するときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 12 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 14 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

第19期 横浜市文化財保護審議会委員名簿

※令和6年6月時点

※五十音順、敬称略

No.	氏名	現勤務先・役職等	専門
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学名誉教授	絵画（日本中世絵画史）
2	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授	建築（社寺・民家）
3	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授	民俗（芸能）
4	かしま まさる 加島 勝	大正大学名誉教授・特遇教授	工芸（金工：仏教法具）
5	かの るいこ 鹿野 陽子	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授	造園学
6	くろしま のりこ 久留島 典子	国立大学法人総合研究大学院大学理事・副学長	古文書
7	くろだ たいすけ 黒田 泰介	関東学院大学教授	西洋都市史・建築史・建築再生計画
8	たかはし のりこ 高橋 典子	シルク博物館館長	日本民俗学、民具
9	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授	日本中世史・典籍・古文書
10	はまだ しんすけ 濱田 晋介	日本大学教授	考古学
11	ひらの たくじ 平野 卓治	日本大学教授	日本古代史
12	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学大学院特任教授	天然記念物
13	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学教授	文化財科学
14	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授	日本近代建築史
15	みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学名誉教授・特遇教授	考古学・埋蔵文化財
16	やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学教授	民俗
17	やまもと つとむ 山本 勉	鎌倉国宝館長／半蔵門ミュージアム館長	彫刻史

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

横浜市指定文化財の指定及び横浜市地域文化財の登録の基準

横浜市文化財保護条例及び同条例施行規則に基づき、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを指定し、又は地域住民が守ってきたもの及び地域を知る上で必要な文化財を登録する場合は、次の基準によるものとする。

第1 横浜市指定文化財の指定基準

1 横浜市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、島居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもの（以下「建造物」という。）のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的または技術的に優秀なもの
- イ 歴史的価値又は学術的価値の高いもの
- ウ 流派的又は地域的特色が顕著なもの

(2) 絵画、彫刻及び工芸品

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 学術上特に意義のある資料となるもの
- ウ 題材、品質、形状、用途、技法等の点で特色があり意義深いもの
- エ 流派的又は地域的特色において顕著なもの

(3) 書跡及び典籍類

次のアからオまでのうちいずれかに該当するもの

- ア 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの
- イ 典籍類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本類で文化史上重要と認められるもの
- ウ 典籍類のうち、版本類（版木を含む。）は、印刷史上重要と認められるもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- オ 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色において顕著なもの

(4) 古文書類

次のアからエまでのうちいずれかに該当するもの

- ア 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの
- イ 日記、記録類（絵図又は系図類含む）は、その原本又はこれに準ずる写本類で歴史上重要と認められるもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く学術上重要と認められるもの
- エ 古文書類、日記、記録等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの

(5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は横浜市の歴史上重要と認められるもの

(6) 歴史資料

次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

イ 歴史上重要な人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

ウ 近世の古文書、日記、記録等で町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係わるもので、地域的又は学術的価値の高いもの

エ 渡来品で本市の歴史上意義が深く、かつ学術的価値の高いもの

2 横浜市指定無形文化財

(1) 芸能

ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの

(ア) 芸術上価値の高いもの

(イ) 芸術史上重要な地位を占めるもの

(ウ) 芸術上価値が高く又は芸術史上重要な地位を占め、かつ、流派的又は地域的に特色があるもの

イ 前項の芸能の成立又は構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

(2) 工芸技術

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 工芸史上重要な地位を占めるもの

ウ 芸術史上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地域的特色が顕著なもの

3 横浜市指定有形民俗文化財

(1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において、市民の基本的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等

ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等

エ 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等

オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、若者宿等

キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、人形、面、玩具、舞台等

- ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具等
- コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等
- (2) (1) に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を知るうえで重要と認められるもの
 - ア 歴史的変遷を示すもの
 - イ 時代的特色を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの
 - エ 生活階層の特色を示すもの
 - オ 職能の様相を示すもの
- 4 横浜市指定無形民俗文化財
 - (1) 風俗習慣のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 由来、内容等において地域住民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の申で行なわれる行事で芸能の基盤を示すもの
 - (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの
- 5 横浜市指定史跡

次に掲げるもののうち、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等が本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの

 - ア 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡等）その他の集落関係遺跡
 - イ 古墳、横穴、方形周溝墓その他の墳墓等の埋葬関係遺跡
 - ウ 石器製作遺跡、窯跡、製鉄遺跡等の生産関係遺跡
 - エ 都城跡、群衙跡、城館跡、古戦場等の政治に関する遺跡
 - オ 社寺の跡又は旧境内、経塚、修法壇、十三塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
 - カ 屋敷跡(代官屋敷、名主屋敷等の跡)、旧宅、園池、井泉、樹木等特に由緒ある遺跡
 - キ 私塾、学校、文庫その他教育学芸に関する遺跡
 - ク 街道、関跡、番所跡、木戸跡、一里塚、宿場跡、堤防、市場等その他産業交通土木に関する遺跡
 - ケ 水田跡、用水跡、条理跡等農業関連遺跡
 - コ 外国及び外国人に関する遺跡
- 6 横浜市指定名勝

次に掲げるもののうち、本市にとって風致景観の優秀なもので名所として価値の高いもの又は芸術的、学術的価値の高いもの

 - ア 公園、庭園等
 - イ 橋梁、築堤等
 - ウ 樹木、草花等の叢生する場所
 - エ 鳥獣、魚虫等の生息する場所
 - オ 岩石及び洞穴

- カ 峡谷、瀑布
- キ 湖沼、湧水
- ク 海浜
- ケ 温泉
- コ 丘陵、河川
- サ 展望地点

7 横浜市指定天然記念物

次に掲げる動物又は植物若しくはそれらの作り上げている群集生態系若しくは地質鉱物又はそれらの存在している土地で、本市にとって学術的価値が高く、自然を記念するもの

(1) 動物

- ア 著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- イ 自然環境における特有の動物又は動物群集
- ウ 分布の特異性が著しいもの及びその生息地
- エ 個体数の減少が著しく絶滅のおそれがあるもの及びその生息地

(2) 植物

- ア 代表的名木、巨樹、栽培植物の原木、並木及び杜叢
- イ 池泉、湖沼、河、海等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- ウ 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 断層、地層の整合、不整合、褶曲等地殻変動に関する現象
- ウ 風化及び侵食に関する現象
- エ 洞穴
- オ 岩石、鉱物及び化石の貴重な標本

(4) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域

第2 横浜市地域文化財の登録基準

1 横浜市地域有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料又は歴史資料のうち、本市内の地域(以下「地域」という、)の歴史上特に意義のあるもの。

2 横浜市地域無形文化財

(1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立又は構成上重要な要素をなす技法のうち、芸能の変遷又は流派の特色を理解する上で必要なもの

(2) 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、工芸技術の変遷を理解する上で必要なもの。

3 横浜市地域有形民俗文化財

衣食住、生産、生業、社会生活その他の民俗に係る用具、施設等の有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法又は用法の点で特色があり、地域住民の基盤的な生活文化を理解する上で必要なもの。

4 横浜市地域無形民俗文化財

風俗慣習、民俗芸能等のうち、その由来、内容、形態等の点で特色があり、地域住民の基盤的な生活文化を理解する上で必要なもの。

5 横浜市地域史跡

第1の5のアからコまでに掲げるもののうち、地域の歴史上特に意義のあるもの。

6 横浜市地域名勝

第1の6のアからサまでに掲げるもののうち、地域の歴史上特に意義のあるもの。

7 横浜市地域天然記念物第1の7の(エ)から(4)までに掲げるもののうち、地域にとって特に意義のあるもの。

附 則

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。